

૦૪૯૮

陸軍密

第
外
部
防
空
指
導
部
長
官
令
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
省
外
交
6570

副官ヨリ陸軍省直轄官衛學校長（高等
軍法會議、臨時名古屋第二陸軍病院、臨時
大津陸軍病院、陸軍運輸部、ヲ除ク）へ通牒
東部防衛司令部ニ於テ國民防空指導ノ爲國民
防空、防空計畫設定ノ要領ヲ調製シタルニ付防空計

陸軍密第三四七號
昭和二年三月十六日

アジア歴史資料センター

東防參第四八號

國民防空ノ防空計畫設定期要領送付ノ件

昭和十四年一月二十一日 東部防衛參謀長 中井良太郎

陸軍省副官 國分新七郎 殿

首題ノ件別紙配布圖分表ノ通送付ス
追テ貴所管官衙、學校ニ配布相成度申添フ

東部防衛參謀長印

14.1.26

14.1.27

0500

國民防空計畫設定軍械配布区分表

				配 布 先 部 数			配 布 先 部 数		配 布 先 部 数	
山梨縣	广	千葉縣	千葉縣	近衛師團司令部	一三五	陸 軍 參謀本部	一四	東京鐵道局	一	
山梨縣	广	埼玉縣	埼玉縣	第一師團司令部	一三二	教育監督局	一五	名古屋鐵道局	一	
山梨縣	广	神奈川縣	神奈川縣	第二師團司令部	六五	關東軍司令部	一四	新潟鐵道局	一	
山梨縣	广	神奈川縣	神奈川縣	第十師團司令部	六四	朝鮮軍司令部	二	仙台鐵道局	一	
山梨縣	广	神奈川縣	神奈川縣	父島要塞司令部	一	台灣軍司令部	二	東北地方通信局	一	
山梨縣	广	神奈川縣	神奈川縣	父島要塞司令部	一	中部防衛司令部	二	仙台鐵道局	一	
海軍省		防空學校	防空學校	西部防衛司令部	二二	東北地方通信局	一	東北地方通信局	一	
				亞部防衛司令部	二二	仙台鐵道局	一	仙台鐵道局	一	
				園部防衛司令部	一一	食糧少佐	一	食糧少佐	一	
				防空學校	一一					

0503

745

秘

(防空計画業務関係者以外
ニハ公開セザルモノトス)

「昭和十四年一月十九日」

國民防空の防空計畫設定の要領

東部防衛司令部

本書作製の趣旨

本書作製の目的は東部防空管区内の陸軍幹部に對して軍の防衛に則應する如く國民防空の防空計畫設定の要領を指導し以て東部防空管区内に於ける之が指導の主義方針及要領を統一し併せて管内府縣市町村當局等に對しても本書に依つて防空計畫設定の準據を得らるゝ様にするのである。

本書は昭和十四年度の防空計畫設定に間に合はする爲急ぎ作製したので内容特に其の條文に於て尙ほ推敲の餘地ありて洗練をするものが相當あるが取り敢えず参考の爲印刷することにした。

凡例

一、本書は府県の永年防空計画設定の要領を概説し一つの雑形を提供せんとするものであつて府縣の實情如何に不拘盲目的に此内容を其儘真似ては困るのである、此形を參照して各々府縣の實情に適合する様に内容を考へて計畫して貰ひたいのである。

二、本書は計畫設定要領を示す爲一つの範例を記載し其條文を見れば概ね其要領を會得出来る様にし特に必要と認むる點に就ては説明を附することとした。

三、本書の範例の條文は片假名を以て書き説明は平假名を以て書いてある。

四、以上の件は府県年度防空計畫並に市町村の永年及年度防空計畫に於ても同様である。

目 次

- 其一 防空計畫設定一般の要領..... 一
其二 府縣永年防空計畫設定要領..... 三
其三 年度府縣防空計畫設定要領..... 七
其四 市町村永年防空計畫設定要領..... 十
其五 年度市町村防空計畫設定要領..... 二九

其一防空計畫設定一般の要領

第一 國民防空の防空計畫（以下單に防空計畫と略稱する）は防空法第一條、第二條、第三條及防空法施行令第一條の各規定に基いて設定せらるゝものであつて法令には防空の實施及之に關し必要な設備又は資材の整備に關し計畫する様示されてある又其の内容の細部は別に法定せられて居らぬが防空法施行令逐條説明及防空計畫に關する内務次官の通牒に概要を示してある。實際計畫書を設定する場合には更に一層組織的に記述するの要がある。

之等の事項を約言すれば防空計畫と云ふことは平時の防空態勢及防空組織より戰時の防空態勢及び其の組織へ轉移する爲の作用、戰時態勢の轉移後に於ける防空活動要領並に之が爲平時より如何に設備し如何に資材を整備するやの計畫である。故に其の内容を考へれば縣の命令たる事項もあれば訓令たる事項もあり又資材整備の着手順序其の他整備方法手段等が含まれ法規的に見れば實體規定もあれば手續規定もある。

第二 防空計畫は防空法第二條、第三條及防空法施行令第一條の各規定に基き夫々内務大臣又は地方長官の認可を受けることが必要である。従つて計畫設定に方つては主務官廳より指示せられたる事柄を考へて計畫を進め更に計畫の案が出來たならば一應主務官廳主任者と打合せて置いた方が萬全

である。

第三 國民防空は防空法第一條の規定にある様に陸海軍の行ふ防衛に則應して行はるものである。従つて防空の諸法規には陸海軍司令官との協議又は通知事項に關し種々具體的に定めてある。

又防空法施行令第十五條には防空計畫認可の際には夫々陸海軍大臣又は陸海軍司令官に協議することになつてゐる。故に防空計畫設定の方つては軍防衛當局と連絡を密接にし防衛擔任官の防衛の方針及指導要領を承知して之に則應する如く計畫し更に計畫案が出來た時及認可を受くる爲申請する際には豫め打合せすることが肝要である。之が爲軍部の防空委員を通じて行へば宜しいのである。

第四 防空實施には他の官廳より援助を受くるを要する事があり又計畫設定區域内には各種の地方官廳在りて之を援助するを要することもあるを以て防空計畫設定の方つては關係官廳と密接に連絡し必要な協定を遂げて置く事が大切である。之が爲主要なる關係官廳の防空委員を通じて行ふのを可とする。

第五 防空を實施する爲には方針を確立することが大切である。防空の要領、組織、各機關の配置、防空の各業務、設備資材の整備等は總て之が方針に基いて行はれなければ複雜多岐なる防空を統一して行ふことが困難である。故に防空計畫設定の方つては先づ防空方針を確立して後之に基き具體的の事項を定むべきである。

第六 防空計画は防空方針を確立せば之に基き防空の要領を定め防空組織を整へ防空各業務細部の方法を規定し且防空に便なる如く設備及資材を整備する様に計画するのが適當である。而して計画は實行の爲の計画であるから實行出来ないことは書くべきものではない、又末梢機關に至るに従ひ詳細具體的に計画する事が肝要である。

第七 防空計画は永年計画と年度計画とに區分して設定するのが適當である。永年計画は防空實施に關する實體的事項及手續的事項であつて年度毎に變更を要しない事項及設備資材の永年的整備の大綱を定めるべきである。斯くすれば從來の如く年度毎に殆んど同一事項を計画するの煩を避け且數年に亘り確乎たる防空の方針及要領を明にすることが出来る。

年度計画は其の年度當初に於ける人的及物的組織に於て防空の實施要領を具體的に定めるのであつて永年計画に規定しない年度限りのもの、永年計画に示し得ない年度毎に變更せらるるもの及永年計画に據ることの出來ないもの並に其の年度に於て行ふ設備資材の整備の細部等を計画するものである。

第八 永年計画のための期間の差方の目途は来るべき國際危機と考へらるゝ昭和十七年度前後を目標として其れ迄に緊急防空對策を一通り整へ得る如く昭和十四年度の始めに於て計画を設定するのが宜しい、其の後の事は時の状勢に依り定むべきである。

第九 防空各事項の細部計畫の基礎となるものは防空實施地域内に於ける各種人的及物的要素の實情である。故に計畫に方りては之等の事柄を精査せねばならぬ例へば防火の爲の計畫に於ては水道の施設及消火栓の状況、自然水利たる河川、溝渠、池・井戸等の状況、消防機關の状況、建物の状況、道路の状況、人口の状況、警防團體の編成等を精査し之等の實情に則する様計畫するが如き之である。

第十 防空の年度は豫算其の他の關係で其の年の四月より翌年の三月迄とするのである。それで防空計畫は四月一日より直に新計畫に依り實施が出来る様に三月末日迄に完成する事が絶體的要求である。之が爲防空計畫の設定に方つては三月頃に始めて之を立案するのではなくて其の年の防空計畫が完成したならば引續き翌年度の計畫の爲の各種調査及研究を進め關係方面との連絡打合せを遂げ著々計畫案の作製を進行し上級官廳及防衛擔任官より翌年の防空に必要な事項を公式に示されたならば新年度に入るに先だち計畫が完成する如く準備する事が大切である。

府縣に於ては市町村が翌年度の計畫が新年度に入る前に完成する様に時機に遅ることなく府縣の

計畫を示すべきであり又豫算が議決せられるも案によつて内示することも必要である。

第十一 防空計畫は其の年度内に防空實施の開始を命令せられたならば其の計畫に基いて一途の方針の下に何等の詮詭や疑義もなく整齊圓滑に防空活動が出来る様に明確具體的に規定して置く事が肝

要である。

第十二 府縣防空計画は府縣全般の防空實施に必要な事項特に防空活動に必要な各業務の要領。府縣直接に行ふべき事柄にて具體的方法、防空の爲府縣民の嚮ふ所及市町村警察署等の防空計画又は防空業務書の準據となるべき事項を計画するものである。大都市(東京市、横濱市を稱す以下同じ)の防空計画は概ね前項に準ずるの外市が直接に行ふ事項の計画及區に對して區の計画上必要なる方針、要領及細部の事項を示す如く計画すべきである。

大都市以外の市町村の防空計画は其の市町村の防空實施に必要な實行細部の具體的計画をなすものである。

第十三 防空實施に必要な事柄は大體に於て防空關係法規に定められてゐるけれども其の條規中疑義を生ずるもの、具體的に明確に示されてゐないもの等があるから各法規と重複することもあるが之等の件を明にして計画に記載して置き防空計画書を見れば防空實施に方り防空業務が圓滑に進めらるゝ様にして置くのが適當である。

第十四 防空計画を作製したならば其の防空計画に基き實施する爲の細部の事柄を「準備書類」として整へて置き防空實施の際に急に慌てゝ準備しなくとも宜しい様にする事が大切である、例へば防空監視隊に要する所定の用紙、監視隊員呼集状、防空實施開始の通達書、防空實施間與ふる市町村

0512

長への告知書又は注意書、各種標示用紙、諸調簿、諸名簿、各建物又は室の細部の使用區分圖、設備要領、等を調製準備し各區分毎に整理して置くが如き之である。

六

其二、府縣永年防空計畫設定要領

0513

0514

計画の要旨

府県の永年計畫書は或時期の目標を定め其の間に至る永年的事項に關し計畫するのが立前である。而して定めた目標の時期に到達した際に狀況の變化に基いて更に其の後の永年的事項を計畫すれば宜しいので其の際狀況の變化なく特に永年計畫書を設定し直す必要がなければ其の儘必要なる時期迄永年計畫書を生かして置けば良いのである。

○府県永年防空計畫書範例

目次

- 第一編　總則
- 第二編　防空方針
- 第三編　防空實施
- 第一章　通信
- 第二章　防空監視

第三章 防空通信

第四章 防空警報ノ傳達

第五章 燈火管制

第六章 消防

第七章 警護

第八章 防護監視

第九章 防毒及救護

第十章 避難及防彈

第十一章 交通整理並ニ音響及交通制限

第十二章 配給工作及偽裝遮蔽

第四編 設備及資材ノ整備

第五編 計畫設定ノ手續其ノ他

右の目次は必ずしも本例の通りでなくとも宜しいが大體右のやうに分けると計畫書の作成が容易になるであらう、防毒と防弾を一章とし、救護と避難とを一章に纏める等の書き方もあるであらう。

第一編 総則

第一條 本計畫書ハ〇縣ニ於ケル防空ノ實施並ニ之ニ關シ必要ナル設備及資材ノ整備ニ付永年ニ亘ル事項ヲ規定シ且市町村警察署其ノ他ノ永年防空計畫書及防空業務書ニ準據ヲ與フルモノトス
防空實施ニ關シ本計畫書ニ定メザルモノニ付テハ防空關係法規及年度〇縣防空計畫書ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第二條 知事ハ縣内防空全般ヲ指揮統轄シ、縣ノ防空計畫ノ設定並ニ設備及資材ヲ整備シ且縣内市町村ノ防空計畫ノ設定並ニ設備資材ノ整備ヲ指導監督ス

陸海軍ノ防衛ニ則應スベキモノ及鐵道、遞信等ニ關スル事項ニ付テハ當該陸海軍司令官又ハ當該關係官廳ト協議スルモノトス

第三條 警察署長ハ警防團ヲ指揮シテ所管内ノ防空ヲ實施シ所管内市町村ノ防空ヲ監督指導シ且所管内市町村ニ必要ナル防空ノ設備及資材ノ整備ヲ當該市町村ニ要求シ又ハ之ヲ指導監督ス

市町村長ハ當該市町村民ヲ指導又ハ指揮シテ防空ヲ實施シ且警察署長ト協議シテ當該市町村内ノ防空ノ設備及資材ヲ整備ス

知事、警察署長、市町村長等の防空上に於ける職責は關係法規や一般の行政機構を見れば自か

ら明らかであるとも云へやうが、計畫書を見れば他のものを見なくとも分るやうにすることが宜しいと思ふ。故に此の職責的規定を設くるを可とする。

大都市に在りては市長は市民を指導又は指揮して防空を實施し尙防護の團體を指揮して警防團の行ふ以外の防護を實施し且地方長官の指導監督を受けて設備及資材の整備に任すべきものなることを規定せねばならぬ。

大なる市（川崎市の如く市内に數警察署を有するものを指す以下同じ）にありては市長は警察署長と協議して市全般の防護を統制する必要がある。

第四條 防空法第二條ニ依リ指定セラレタル市町村長（以下單ニ指定市町村長又ハ指定市町村ト略稱ス）ハ防空法及其ノ關係法規並ニ本計畫書ノ定ムル所ニ依リ且當該市町村ノ實狀ヲ精査シ之ニ適合スル如ク防空計畫ヲ設定スベシ但シ必要ナル事項ニ關シテハ所轄警察署長ニ協議スルモノトス

指定市町村以外ノ市町村長ハ前項ニ準ジ防空實施ニ必要ナル防空業務書ヲ設定シ知事ニ報告スベシ

警察署長ハ前二項ニ準ジ防空實施ニ必要ナル防空業務書（特ニ警防ニ關スル計畫ヲ含ムモノトス）ヲ設定シ知事ニ報告スベシ

指定市町村以外の市町村及警察署長は法律上防空計畫設定の義務はないが防空實施と云ふものは迅速に秩序正しく手落なく其の開始の命令と同時に行はれねばならぬから、之が爲防空業務書を設定せしめ防空實施の要領、其の手續、手順等を定めしむる必要がある。

第五條 防空法第二條ニ依リ指定スル市町村及其ノ計畫スベキ事項左ノ如シ

指 定 市 町 村 名	計 盧 ス ル 事 項
イ 市、ロ 市、ハ 町 ホ 市、ト 町、チ 村	本計畫書ニ示ス防空事項全部 防禦、配給、工作、偽装遮蔽ヲ除ク本計畫書ノ防空事項全部

前項以外ノ市町村ニ在リテハ防空業務書ニ於テ必ズ警報、燈火管制、消防、防空監視（監視隊本部及監視哨ノ在ル市町村ニ限ル）防護監視ニ關シ定メ要スレバ警護、防毒、避難、救護等ニ關スル事項ニ及ブモノトス

警察署長ノ設定スル防空業務書ハ其ノ所管内市町村ニ關スル前二項ノ區分ニ從ヒ之ニ準ジ其ノ内容ヲ定ムルモノトス

第六條 防空計畫ノ年度ハ其ノ年ノ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トシ年度計畫ハ本計畫書中年

度毎ニ定ムベキコトヲ示シタル事項、内務省ヨリ特ニ示サレタル事項、防衛擔任官タル陸海軍司令官ヨリ特ニ示サレタル事項、本計畫書ノ定ムル所ニ依リ難キ事項、設備及資材ニシテ其ノ年度ニ整備スペキ事項及其ノ他特ニ其ノ年度ニ限り必要ナル事項ヲ定ムルモノトス

第七條 縣廳其ノ他縣ノ營造物ニ關スル防空業務書ハ各廳長ニ於テ本計畫書ニ準據シテ別ニ計畫シ知事ニ報告スルモノトス

縣内ニ在ル學校、病院、工場、事業場等別ニ定ムルモノニ付亦前項ニ準ズ。

第八條 防空實施ノ爲警防團令ニ依ル團體ノ外特設防護團、家庭防空群ヲ編成シ防空ノ業務ニ任せシム、其ノ編成、組織、行動、設置スペキ區域場所等ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

本篇に於ては總則として是非必要であると認むる事項を例示したのであるが前諸條の外府縣の特別なる事情にて必要なる事項は更に總則中に記載すべきは勿論である。

第二編 防 空 方 針

第九條 ○縣ノ防空方針左ノ如シ

- 一、○縣ハ皇國ノ中枢タル帝都外廓ノ一方面タルニ鑑ミ克ク軍ノ防衛ニ則應シテ敵航空機ノ侵航ヲ完全ニ監視報告シ且敵ノ空襲動作ヲ困難ナラシムルヲ主眼トシテ防空ヲ行フ
- 二、縣内ノ防空ニ就テハ軍事施設及重要國防資源ノ所在地並ニ敵機侵航ノ目標トナルヘキ地點ニ重點ヲ置ク、之カ爲イ市、口市、八市、木町、ト町ノ防空ヲ特ニ強化ス
- 三、各市町村ハ各々獨力ニテ防空ヲ實施スルヲ原則トスルモ其ノ重要度ニ應シ所要ノ補助ヲ行フ
- 四、縣内ニ對シ敵ノ空襲ヲ受クルニ方リテハ縣民擧ゲテ防空精神ヲ極度ニ發揮シ被害ヲ最小限ニ止ム

防空方針は府縣全般の防空を如何に実施するか、如何なる點に力を用ひるか、如何なる限度に行ふか等を定めるものであつて府縣の國土防空上の地位を基礎とし敵の空襲判断、地勢特に兵用地誌的考察、府縣内の防空に關する状態（例へば防空思想普及の度、防空精神の度、防空組織の完否、防空設備資材整備の度、住民地、官廳、工場、事業場の状況等の如し）天候、氣象其の他を考慮して決定するものである。

府縣の防空方針は軍の防衛方針に則應するの要があるばかりでなく敵の空襲判断や兵用地誌的考察が必要であるから防衛を擔任する陸海軍司令官に連絡し其の防衛上の要望に基いて定めるのが適當である。

永年計畫書に於て定むるものは數年を見越して一般の方針を示し年度計畫書に於ては要すれば其の時の狀況に依り補足又は修正すべき事柄を示せ良いのである。

第十條 前條ノ方針ニ基ク縣ノ防空事項ノ緊急順序概ネ左ノ如シ

- 一、防空監視、情報通信
 - 二、防空警報ノ傳達
 - 三、燈火管制
 - 四、防空消防
 - 五、救護
 - 六、防彈及防毒
- 第十一條 指定市町村及防空監視隊本部同監視哨ヲ配置スル市町村ニ於テハ概ネ前條各號ノ順序ニ
防空事項ヲ強化ス
- 前項ニ掲タル市町村以外ノ市町村ニ於ケル防空事項ハ防空警報ノ傳達、燈火管制及防空消防ヲ其

0522

ノ重點トス

一五

第三編 防 空 實 施

第一 章 通 則

第十二條 縣ハ内務大臣ヨリ防空實施開始ノ命令ヲ受クレバ本計畫書及年度計畫書ニ基キ防空諸般ノ業務ヲ開始シ特ニ通信、警報、燈火管制其ノ他重要防護ノ準備ヲ整ヘ防空警報ニ際シテ遺憾アカラシメ、防空監視隊配置ノ命令ヲ受ケタルトキハ所定ノ如ク監視及情報通信ノ態勢ヲ執リ、防空警報ヲ受ケタルトキハ之ニ應ジテ通信、警報傳達、燈火管制ヲ實施シ且防護準備ヲ補強シ、敵機ノ空襲ヲ受クルヤ全力ヲ擧ゲテ防空活動ヲ行フモノトス

防空實施ノ終止ノ命令ヲ受クレバ防空ノ態勢ヲ解キ平時狀態ニ復スルモノトス

指定市町村ノ防空計畫書及其ノ他市町村ノ防空業務書ニ於テハ防空實施各時機ニ於ケル一般市町村民ノ爲スベキ處置ヲ定ムベシ

第十三條 知事ハ内務大臣ヨリ防空實施開始ノ命令ヲ受領シタルトキハ電話及文書ヲ以テイ市長、警察署長ニ通達スルモノトス

警察署長前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ電話及文書ニ依リ所管内ノ市町村長(イ市長ヲ除ク)、警察

官吏及警防團長ニ通達シ、市町村長ハ口頭及文書ヲ以テ管内一般ニ傳達スルモノトス。但シ本通達ハ之ヲ掲示其ノ他ノ方法ヲ以テ公開スルコトヲ禁ズ。

大都市にありては地方長官は直接市に通達し市長は區長を經由して一般市民に通達するのが適當であらう。

第十四條 状況ニ依リ防空實施開始ノ命令ニ先チ防空實施ノ準備ヲ通達セラル、コトアリ、此ノ場合知事ハ縣内防空關係者ニ對シ防空實施ノ準備ヲ命ズ、其ノ通達要領ニ付テハ前條ニ準ズルモ特ニ防空業務關係者以外ニ對シテハ秘密トスルヲ要ス。

第十五條 知事ハ防空實施開始ノ命令ヲ受ケタルトキハ縣内ニ對スル防空ノ指揮機關トシテ縣廳内ニ防空本部ヲ設置ス、防空本部ノ組織編制ハ別ニ之ヲ定ム。

指定市町村長ハ前項ニ準ジ當該市町村内ニ對スル防空ノ指揮機關ヲ設置スルヲ例トス。

前二項ノ指揮機關ハ防空實施ノ準備ニ關スル命令ヲ受ケタル場合ニ於テ設クルコトアルベシ

第十六條 防空實施ニ於テハ知事ハ縣全般ノ防空指揮ニ任ス

府縣の國民防空實施の統一指揮者は地方長官であることは法規に明確なる規定がないにしても地方長官官制及防空法規の全般から見て自明の理ではあるが尙ほ計畫上指揮系統を明示する爲次の様な條規を必要とするであらう。

第十七條 防空ノ實施ハ市町村毎ニ獨立シテ行フモノトス、但必要ニ應シ市町村ノ區域ヲ數箇ノ防空地區ニ分チ當該地區毎ニ必要ナル防空事項ヲ實施セシムルコトヲ得

市町村所屬ノ主要營造物（例ヘバ水道、貯水池）ニシテ他ノ市町村内ニ在ルトキハ防空ニ關シ所在地市町村ノ協力援助ヲ受クルノ外所管市町村長自ラ之ヲ行フモノトス

市町村ニ於テハ別ニ定ムル所ニ依リ組織シタル家庭防空群ヲ以テ防空ヲ實施セシムルモノトス
防空地區は從來の防護分團（之に準ずるものを含む）の區域にして防護地區と稱したるものである、又家庭防空群は從來の家庭防火群（之に準ずるものを含む）の任務を防空全部に及ぼしたものである。

第十八條 警察署長ハ管下ノ警防團ヲ指揮シテ所管内ノ防空ヲ實施ス、警察署管内ニ數箇ノ町村アルトキハ必要ニ應シ其ノ防空ヲ統制指導ス

防空に關する市町村長及警察署長の職責等に就ては一般の法制及防空關係法規を研究せば自ら分ることではあるが防空に關し疑義が起らない様之等の法制法規を基礎として其の職責上必要な事項を定めて置くことが緊要である。

因みに警察署長と市長との關係に就ては一般行政司法の權限により警察署長は市長を指揮し得る場合もあらうし又市長に協力せねばならぬ場合もあらう、防空に於ても此の一般原則と警防

團令所定の條規に従ひ計畫を定むるの必要があることもあらう。

大都市にありては警察署長と區長との關係をも本計畫書に於て律して置く必要がある。

第十九條 市町村長ハ警察署長ト協力シ警防團ノ活動ト相俟ツテ町會及（之ニ準ズルモノヲ含ム以下同ジ）ヲ通シテ市町村民ノ防空行動ノ指揮ニ任ズ
市町村長ハ防空ノ爲必要アル場合其ノ權限ノ範囲ニ於テ當該市町村内ノ團體ヲ使用スルコトヲ妨
げズ、市町村長其ノ權限ニ於テ使用シ得ザル團體ニ對シテハ必要ニ應シ其ノ協力ヲ求ムルコトヲ
得

因みに大都市に在つては區長の職責を規定する必要があらう。

第二十條 工場、事業場、學校等ニ付テハ別ニ定ムル所ニヨリ組織シタル特設ノ防護團體ヲ以テ當
該施設ノ防空ヲ實施セシム。

第二章 防 空 監 視

第二十一條 防空監視隊ノ配置ハ關係陸海軍司令官ノ定ムルトヨロニ依リ左々三種ニ區分ス、特ニ
指定ナキトキハ甲配置ヲ行フモノトス

一、甲 配 置

二、乙 配 置

三、丙 配 置

第二十二條 市町村長、青年學校長、青年團長ハ監視隊ノ呼集、設備、給養其ノ他ノ配置ニ關シ警察署長ニ協力スヘシ

警察署長ハ監視隊ノ配置ニ關シ前項ニ掲タル者ニ其ノ協力ヲ要請スルコトヲ得

府縣内に於ては防空監視隊の配置は警察署長の責任ではあるが警察關係者の獨力のみでは之を呼集し配置し給養を實施することは困難であらう、故に地方長官は關係の市町村長に命じて警察署長に協力せしめることが必要であり警察署長は關係の市町村長に協力を要請することを得しめ市町村長は此の要請に應ずる様せねばならぬ。

第二十三條 防空監視隊ノ位置、名稱、番號及所屬區分等ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第二十四條 防空監視ニ就テハ特ニ左ノ線ニ重點ヲ置ク

一、ト川ニ沿フ線

二、△△—○○△通ズル線

三、○山—△湖ヲ連ヌル線

四、海岸ニ沿フ線

防空監視に就ては敵の豫想空襲経路を判断し其の要度の大なるものに重點を置き之に基き教育指導又は通信等の設備を行ふ必要がある。

第二十五條 知事カ關係陸海軍司令官ヨリ配置ノ通知ヲ受ケタルトキハ警察署長ニ命令シ其ノ配置ヲナサシム

警察署長前項配置ノ命令ヲ受ケタルトキハ市町村長ニ協力ヲ求メ受命後所定時間（年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム）内ニ配置ヲ完了スルモノトス

警察署長前項ノ配置ヲ完了シタルトキハ其ノ旨知事ニ報告スルモノトス

第二十六條 監視隊員ノ呼集ハ警察署長通常所在地市町村長ヲ通ジテ行フモノトス、但シ署長自ラ又ハ巡查駐在所ヲ通ジテ行フヲ便トスル場合ハ之ニ依ルコトヲ得

第二十七條 防空監視隊本部又ハ監視哨所在地ノ市町村長ハ警察署長ヨリノ要請ニ基キ監視隊員ヲ所定ノ時間ニ呼集シテ配置ニ就カシメ配置完了セハ直ニ警察署長ニ通知スルモノトス、若シ所定ノ時間ニ配置シ得ザルトキハ應急監視ノ處置ヲ講ズルモノトス

第二十八條 監視及通信ニ關シ陸海軍防空擔任官ノ定ムル事項ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ示スモ臨時必要ナルモノハ其ノ都度陸海軍司令官ヨリ直接又ハ警察署長ヲ經テ之ヲ示サル、モノトス

第二十九條 監視隊ニ要スル経費ハ縣費支辨トス

第三十條 監視哨ノ交代ハ通常一日毎ニ、監視隊本部員ハ二日乃至一週間毎ニ行フモノトシ警察署長ハ監視隊員ノ人員ト勤務堅勤ノ度トヲ顧慮シテ其ノ交代ヲ定ムルモノトス
警察署長ハ所管防空監視隊員ノ名簿ヲ調製シ其ノ異動ヲ調査シ置キ隊員呼集ニ遺憾ナカラシム
防空監視哨呼集擔任ノ市長村長モ前項ニ準ジ處置ス

本條の如き事項は縣防空監視隊服務規程に於て定めて置くべきであるが規程の不備で定めてないことは間に合せたため本計畫書に定めて置く必要があるのである。

第三章 防 空 通 信

第三十一條 防空通信トハ防空ノ實施ニ直接必要ナル有線又ハ無線ノ電信、電話ニ依リ防空機關相互間ニ發受スル通信ヲ謂ヒ之ヲ左ノ三種ニ區分ス

- 一、防空警報通信
 - 二、防空情報通信
 - 三、防空連絡通信
- 航空機ノ行動ヲ報告（通報）スル爲ノ通信

防空機關相互間ニ於ケル各種命令、通報、報告ヲ傳達スル爲ノ通信

第三十二條 防空通信ハ主トシテ警察通信施設ニ依リ併テ逓信通信施設ヲ利用ス、但シ必要ニヨリ

鐵道軌道其ノ他ノ専用通信施設ヲ利用スルコトアリ

第三十三條 縣内防空通信ハ情報通信ノ迅速確實ナル疏通ヲ主眼トス

縣内防空通信の方針を明にして置く必要がある、本條の如く三種の防空通信中何れを主眼とするやを定むるのは共ノ一例である。

第三十四條 警察通信施設ニ於テ防空通信相互ニ於ケル取扱ハ防空警報通信、防空情報通信、防空連絡通信ノ順序トシ、防空警報通信及防空情報通信ハ總テノ警察通信ニ優先シ、防空連絡通信中緊急ヲ要スルモノ（例ヘバ空襲ノ危険アル情報ノ速絡及之ニ關スル防空機關ニ對スル命令、空襲被害現場ニ防空機關出動命令等ノ如シ）ハ情報通信ニ準ジテ警察通信ニ優先スルモ、其ノ他ノ連絡通信ハ緊急ヲ要スル警察通信（例ヘハ御警衛、火災、特高刑事ノ緊急手配等ノ如シ）ノ次位ニ取扱フモノトス

第三十五條 縣内ニ於ケル防空通信系統ハ附表第一共ノ一乃至其ノ三ノ如シ、細部ニ關シテ八年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第三十六條 警察通信施設ニ依ル防空通信ノ取扱ハ別ニ定ムル「○縣防空通信取扱規程」ニ依ルモ

ノトス

二四

第三十七條 防空通信施設ノ破壊（又ハ故障）ニ際シテハ概ニ左ノ處置ヲナスモノトス

一、縣廳ノ處置

1. 迂回通信線ノ利用

2. 自動車、オートバイ、傳令ノ處置

3. 修理班ノ派遣

4. 視號通信ノ利用

5. 他ノ通信施設ノ利用

二、破壊地關係ノ警察署長ノ處置

1. 管内ノ破壊狀況ヲ知事ニ報告

2. (一)ニ準スル處置

3. 破壊地兩端末ニ通信所ヲ設ケ共ノ間ヲ傳令共ノ他ヲ以テ連絡

4. 隣接警察署長ト緊密ナル連絡

三、破壊地關係ノ市町村長ノ處置

1. 警察署長ニ援助協力

2. 他ノ通信施設ヲ利用シ又ハ隣接市町村ト連絡シ警報受領ノ處置ヲナス

第四章 防空警報ノ傳達

第三十八條 本縣ニ對スル防空警報發令官ハ陸上地域ニ於テハ東部防衛司令官、海上地域ニ於テハ横須賀鎮守府司令長官トシ警報傳達ノ爲ノ地區ハ陸上及領海ハ「〇〇地區」ニ、海上ハ「〇〇〇地區」ニ屬スルモノトス。

府縣に對する警報發令官の外特に定められたるものは警報傳達官を明にして置く必要がある、又南、北關東地區の如きは變更を顧慮して年度計畫書に於て定めるのも一方法である。

第三十九條 縣下ニ對スル防空警報ノ傳達ハ迅速且確實ニ之ヲ徹底スルヲ主眼トシ特ニ左記地方ヘノ警報傳達ハ凡有ノ方法ヲ利用シテ其ノ遲延ナカシムル如ク處置ス

一、――――

二、――――

三、――――

縣内に對する防空警報傳達ノ方針を定めて置く必要があるので本條は其の一例を示したものである。

第四十條 防空警報ノ傳達系統ハ附表第一其ノ一二依ルノ外「ラヂオ」ニ依リ發令官ヨリ放送局ヲ經テ直接一般縣民ニ傳達セラルルコトアリ。

郵便局、鐵道驛又ハ私設専用電話ヲ有スル事業者ヨリ直接警報ヲ受領スル者（特別警報受領者ト稱ス）ハ豫メ現地機關ト協定シ警報受領ノ傳令ヲ派遣シ置クモノトス
警報傳達ノ方法、正副系統ノ關係其ノ他細部ノ事項及特別警報受領者ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第四十一條 防空警報ノ傳達手段ハ左ノ各號ノ區分ニ依ル

一、警戒警報、警戒警報解除

二、空襲警報、空襲警報解除

種別及信號附表第二ノ如シ

第四十二條 防空警報ヲ電話又ハ口頭ヲ以テ傳達スル場合ハ「空襲（警戒）警報」又ハ「空襲（警戒）警報解除」ナル語ヲ用フルモノトス、但シ夜間空襲警報解除ニ在リテハ特ニ「今ヨリ警戒管制」ナル語ヲ附加スルモノトス

第四十三條 防空警報ノ傳達區分及責任者等ニ關シテハ左ノ各號ニ依ル

一、縣 知 事

東部防衛司令官ヨリ直通遞信電話ヲ以テ警報ヲ受領スルヤ直ニ所管警察電話ヲ以テ縣内各警察

署長及イ市ニ警報ヲ傳達ス

縣廳ニ於ケル警報送受ノ責任者ハ警務課長トス

二、警察署長

警察署長ハ所管内警報傳達ヲ指揮スルモノトス

前號ニヨリ警報ヲ受領スルヤ直ニ警察電話ヲ以テ管下派出所、駐在所ノ警察官ニ、遞信電話ヲ以テ所在地市（イ市ヲ除ク）町長ニ又傳令其ノ他ニヨリ直接警報受領者ニ傳達ス

駐在所、派出所警察官ハ右警報ヲ受領スルヤ直チニ派遣セラレタル傳令、遞信電話其ノ他ヲ以テ關係町村長及直接警報受領者ニ傳達ス

警察署長ハ署内ニ於ケル警報送受ノ責任者、直接警報受領者ヲ定メ置クベシ

三、市町村長

市町村長ハ警報ヲ受領スルヤ直ニ行政區域内一般（沿岸ニ於ケル航路標識及船舶漁船等ヲ含ム）ニ傳達スルモノトス

市町村長ハ市役所、町村役場ニ於ケル警報送受ノ責任者、直接警報受領者ヲ定メ置クベシ

大都市にありては市長は市民に對する警報傳達の責任者であつて區長を通じて行ふのが普通

である。

第四十四条 警察署長又ハ市町村長ハ傳令ヲ以テ警報ヲ傳達スル爲ニハ警報班ヲ使用スルモノトス
市町村長は警察署長と協議して具體的の計畫をして置くべきである、又大都市に在りては市
(區)長之を計畫して置くことが必要である。

第四十五条 市町村長各方面ヨリ警報ヲ受領スルニ際シ受領時刻ニ遅速アルトキハ系統ノ正副ヲ論
ゼズ最モ早ク受領セル警報ニ依リ所定ノ傳達ヲ爲スモノトス、但シ警報解除ノ傳達ハ正系統ヨリ
ノ受領ヲ待チテ之ヲ行フモノトス

第五章 燈火管制

第四十六条 燈火管制ハ燈火管制規則及○縣燈火管制規則細則ニ依ルノ外本計畫書ニ依ルモノトス
第四十七条 燈火管制規則中甲又ハ乙程度ノ警戒管制ヲ行フベキ區域ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第四十八条 燈火管制ハ特ニ縣下限ナク空襲管制ヲ最モ迅速且確實ニ行フヲ主眼トス

本條は一例を示したのであるが縣としての燈火管制實施の方針を示して置く必要がある。

第四十九条 警察署長ハ所管内ノ燈火管制ヲ監督シ且市町村長ニ協力シテ指導ニ任ズルモノトス
市町村長ハ當該行政區域内ノ燈火管制ヲ指導スルモノトス

第五十條 警察署長ハ燈火管制監督指導ノ爲燈火管制班ヲシテ巡視セシメ又ハ高所見張ヲ配置スルモノトス、但シ高所見張ハ防護監視哨ノ一部ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得。

第五十一條 本縣ニ於ケル燈火管制ノ開始及終止ノ爲ノ日出日沒時刻ノ標準ハ附表第四ノ如シ

附表第四の例示は省略す。

第五十二條 狀況ニ依リ縣全般ニ又ハ局地毎ニ統一シテ燈火管制ヲ實施スルコトアリ

屋外公共用の燈火の如きは局地毎に統一して管制し得る様に施設するのが適當である。

第五十三條 ○縣燈火管制規則細則ニ基ク特別燈火ノ使用ニ關シテハ成ル可ク防空實施後速ニ許可又ハ認可ノ手續ヲ完了シ置クモノトス

第五十四條 警戒管制中残置スペキ街路燈ニ就テハ市町村長ハ警察署長ト協議シテ概ね左記ニ依リ

調査計畫ヲ爲スモノトス

- 一、交通ノ安全、治安ノ維持ニ留意シテ其ノ數及位置ヲ決定シ圖上ニ示スコト
- 二、遮光、減光、消燈等ノ用具及方法ハ各燈火ニ付具體的ニ決定スルコト
- 三、各殘置燈ニ付管制擔任者ヲ定ムルコト

第六章 消防

第五十五條 防空消防ハ敵航空機ノ焼夷弾攻撃ニ對スル火災ノ發生ヲ防止スル爲家庭防火ヲ主眼トシ特ニ指定市町村ノ消防ニ重點ヲ置ク

防空消防實施に關する縣の方針を先づ明かにして置く必要がある。

第五十六條 防空消防ハ先づ縣民ノ家庭防火（各家庭及家庭防空群並ニ之等ニ準ズルモノノ防火）ニ依ルモノトシ次デ防火班（消防補助機關）ハ速カニ之ニ協力援助スルモノトストス

消防班（強力ナル消防機關）ハ火災發生スルカ又ハ其ノ危險アル現場ニ至リ火災防衛ニ方ルモノトス

防空消防指揮ノ順位ハ官制其ノ他ノ法令ニ明示スルモノ、外ハ警防團長、同分團長、消防班長、防火班長、家庭防空群長、家庭防空擔任者トシ火災現場ニ於テハ本順位ニ從ヒ指揮ヲ承行スルモノトス
警察署長・警察部長ハ前項ニ掲タル者ヲ指揮ス

大都市にあつては警察官の代りに消防署長、消防部長之が指揮に任するものである。

第五十七條 警察署長ハ所管内ノ防空消防ヲ指揮監督スルモノトシ、市町村長ハ消防ニ關シ警察署長ニ協力スルト共ニ市町村内家庭防火ヲ指導スルモノトス

第五十八條 警察署長ハ市町村長ト協議シ概ね左ノ事項ヲ定ムベシ

- 一、警防團ノ防火班又ハ消防班ノ數及配置並ニ消防擔任及應援區域
- 二、消防擔任區域ノ給水施設及之ガ利用ノ方法
- 三、消防擔任區域内ノ危險地域及之ガ火災防衛ノ方法
- 四、水道破壊時ノ應急手配
- 五、其ノ他必要ナル事項

第五十九條 市町村長ハ概ね左ノ事項ニ關シ定ムベシ

- 一、警防團ノ防火班又ハ消防班ノ人員差出及配置ニ關シ警察署長ニ協力スル要領
 - 二、消防機關及給水施設關係事項ヲ調査シ整備シテ之ヲ使用スル要領
 - 三、家庭防空群以下ノ家庭防火ヲ指導スルノ要領、之ガ爲防空協會員又ハ青年團員ノ使用
 - 四、其ノ他必要アル事項
- 第六十條 市町村長ハ警察署長ト協力シテ瓦斯、電氣工作物、火薬、爆藥、火工品、石油タンク其ノ他危險物大量貯藏所等ノ管理者ニ對シ豫メ防火、消防施設ヲ調査シ置キ防空實施ニ方リ未ダ不十分ナルモノニ對シテハ應急的處置ヲ爲サシムルモノトス
- 案
- 第六十一條 知事ハ空襲警報アリタル場合防火ノ爲瓦斯事業者ニ對シ瓦斯ノ減壓又ハ供給ノ遮断ヲ

爲サシムルコトアルヲ以テ警察署長ハ事業者ヲシテ之ガ準備ヲ爲サシムルモノトス、又瓦斯使用ノ市町村ニ在リテハ一般ニ空襲警報發令ヨリ同解除迄防火ノ爲瓦斯ノ使用ヲ中止シ瓦斯栓ヲ確實ニ閉鎖セシムルモノトス

第六十二條 縣内主要都市空襲ノ爲大ナル災害ヲ受ケタルトキハ附近ノ消防機關ヲ召集シテ集中使用スルコトアリ、然ルトキハ關係警察署長ハ直ニ消防機關ヲ所命ノ地點ニ迅速ニ到着セシメ警察部長ノ指揮下ニ入ラシムルモノトス

第七章 警護

第六十三條 警護ノ目的ハ防空ノ際治安ノ維持、防諜、流言蜚語ノ取締、火災盜難ノ豫防及要警護物件ノ警護ヲ完全ニシ以テ縣内人心ノ安定及社會秩序ヲ保持スルニ在リ

警護ニ於テハ平時ノ警戒ニ連續シテ擔任地域内ノ要警護物件ノ狀況、敵ノ空襲狀況及謀略、間諜ノ策動並ニ國民ノ言動、人心ノ動向ヲ明察シテ時ノ狀況ニ適應スル如ク常ニ機先ヲ制シテ部署シ行動スルモノトス

縣ハ特ニ指定市町村ノ警護ニ重點ヲ置キ其ノ他ノ市町村ニ於テハ主トシテ所管警察署毎ニ警護ヲ爲サシムルモノトス

警護に就ては一般の觀念を統一して實施に便ならしめる爲目的を示し次で府縣の之に對する方針を明にして置く必要がある。

第六十四條 警察署長ハ警察部長ノ指揮ヲ承ケ所管内ノ警護ヲ指揮ス、之ガ爲必要ナル地域ニハ警防團ノ警護班ヲ補助機關トシテ配置シテ巡察又ハ立哨警戒ヲ行ハシムルモノトス
市町村長ハ行政區域内ノ警護ニ關シ警察署長ニ意見ヲ述べ且警護班ノ差出等ニ關シ之ヲ援助スルモノトス

第六十五條 警察署長ハ警護ヲ完全ナラシムル爲常ニ情報ヲ蒐集シテ防空時ノ情勢ヲ判断スルト共ニ管内要警護物件ノ實狀ヲ承知シテ隨時狀況ヲ警察部長ニ報告スルモノトス

第六十六條 警察署長ハ平時ヨリ警護ノ部署ヲ定メ置キ警戒警報ヲ受クレハ直ニ警護班ノ一部ヲ配置ニ就カシメ主力ハ行動ニ便ナル位置ニ集結待機セシメ爾後時ノ情勢ニ應ジテ人員ノ配置ヲ定メ空襲警報ヲ受クレバ班ノ大部ヲ配置シ空襲ノ災害ヲ受クルニ至レハ班ノ全部ヲ以テ警護ヲ行フモノトス

第六十七條 警察署長ハ概ネ左記事項ヲ具體的ニ計畫シ置クモノトス

- 一、情報ノ蒐集要領
- 二、警護ノ爲警察官ト警護班トノ使用要領

三、警護班ノ呼集、編成、配置

四、其ノ他必要ト認ムル事項

市町村長ハ警察署長ノ協議ニ基キ之ヲ援助スル處置ヲ定メ置クモノトス

第八章 防護監視

第六十八條 防護監視ノ目的ハ住民地又ハ施設附近ニ來襲スル敵機ノ行動、特ニ其ノ投下弾ノ落下位置及之ニ因ル被害狀況等ヲ監視シ速カニ之ヲ當該防護機關ニ報告シ以テ防護ヲ迅速適確ナラシムルニ在リ、之ガ爲防護監視哨ヲ配置スルモノトス

防護監視哨ヲシテ第五十條ニ示ス高所見張ヲ兼ネシムルコトヲ得

第六十九條 防護監視哨ハ市町村長ハ市町村内ノ重要防護地區ニ、官公衙、工場、事業場、學校ノ長其ノ他ノ施設ノ管理者ハ各々防護監視哨ヲ必要ト認ムル場所毎ニ各々其ノ長ニ於テ通常空襲警報發令間之ヲ設置スルモノトス

燈火管制ヲ點検セシムル場合其ノ他必要ナル際ハ警戒警報發令間モ隨時設置スルモノトス

各家庭及之ニ準ズルモノニ於テモ通常防護監視哨ニ準ジ對空ノ見張ヲ行フモノトス

第七十條 警察署長ハ所管内ノ防護監視ヲ統制指導シ且警護班ノ人員其ノ他ヲ以テ自ラ必要ナル防

護監視哨ヲ配置スルモノトス

第七十一条 防護監視哨ハ擔任區域全般ヲ通視シ得ル高所ニ位置シ通常一乃至四名ヲ以テ監視ヲ行ヒ三十分乃至一時間毎ニ他ノ人員ヲ以テ交代服務スルモノトス

防護監視哨ハ概ね左ノ事項ヲ簡単ニ報告ス

- 一、敵飛行機ノ發見、飛去特ニ敵飛行機擔任區域ニ入り又ハ去リタル時
- 二、投下弾ノ落下狀況
- 三、前號ニ依ル被害狀況

第七十二条 空襲ニ依ル火災ノ發生又ハ毒瓦斯ノ危害ヲ局地住民ニ告知シテ防護ヲ迅速ナラシムル爲防護警報ヲ發スルモノトス

防護警報ヲ分チテ火災警報及瓦斯警報竝ニ之等ノ解除トシ左ニ掲タル者之ヲ發ス

一、火 灾 警 報
家庭防空擔任者、防護監視哨（者）家庭防空群長、町會長、警防團ノ各組長以上ノ者、警察官及之等ニ準ズル者

二、瓦 斯 警 報

防毒班ノ組長及班長、防火及消防班長、警報班長、分團長、警防團長竝ニ警察官

三、火災警報解除

第一號ノ諸官中火災現場ノ指揮ヲ爲ス者

四、瓦斯警報解除

警防團ノ防毒班ノ組長及班長、分團長、警防團長、警察官

第七十三條 防護警報ノ傳達方法左ノ如シ

一、火 灾 警 報

口頭（メガホン等）ヲ以テ「焼夷弾」又ハ「火事」ト連呼スルカ或ハ之ト同時ニ金盥、バケツ空罐其ノ他金屬性ノモノヲ連打ス

二、瓦 斯 警 報

口頭（メガホン等）ヲ以テ「瓦斯」ト連呼スルカ或ハ之ト同時ニ拍子木、太鼓、木板其ノ他金属性以外ノモノヲ連打ス

三、防護警報ノ解除

口頭（メガホン等）ヲ以テ「火災警報解除」又ハ「瓦斯警報解除」ト連呼傳達ス

第九章 防毒及救護

第七十四條 縣ニ於ケル防毒ハ一時性瓦斯ニ對スル準備ヲ主眼トシ指定市町村ニ於テハ防毒ノ知識及方法ヲ教育スルト共ニ必要ナル防毒資材ヲ準備シテ防毒ヲ行ブモ其ノ他ハ防毒ノ知識就中應急防毒ノ方法ヲ教育シテ應急防毒ヲ行フモノトス

第七十五條 指定市町村ニ於テハ防空實施ニ方リテハ直ニ救護所ヲ準備シ必要ニ應ジ救護ヲ行ヒ、

其ノ他ノ市町村ハ必要ニ應ジ臨機處置スルモノトス

前條及本條に於ては防毒及救護に關する縣の方針を定めたのであつて各府縣の地位に依つて相當に差異の生ずるものである。

第七十六條 縣廳ニ於テハ縣直轄ノ救護隊ヲ編成シ置キ直ニ被害ノ大ナル地ニ派遣シテ防毒及救護ニ從事セシメ且市町村ノ防毒及救護ヲ援助セシム

警察署長ハ指定市町村長ト協議シ防毒班及救護班ヲ指揮シテ防毒及救護ヲ行ヒ、市町村長ハ救護所ヲ設ケ且市町村民ニ對シ救急法、應急防毒、家庭防毒等ニ關シテ指導スルト共ニ警察署長ニ協力スルモノトス、指定市町村ニ非ザル市町村ニ於テモ亦之ニ準ズ

大都市にありては市の防護團體をして防毒及救護を行はしめ且市民を指導せしむるものであ

る。

三八

第七十七條 知事ハ防空法施行令第三條第二項ノ規定ニ依リ學校、病院、診療所等ニ對シ防毒及救護ニ供用ヲ命ジ又ハ防空法施行令第四條ノ規定ニ依リ特殊技能者ヲシテ防毒及救護ニ從事セシム之ガ指定ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ行フ

市町村長ハ警察署長ト協議シテ豫メ前項指定ヲ申請スルト共ニ防空實施中臨機ノ指定及呼集ヲ爲シ得ル如ク計畫シ置クモノトス

第七十八條 警察署長ハ市町村長ト協議シテ必要ナル地點ニ防毒班ヲシテ瓦斯哨ヲ設置シテ瓦斯警戒ヲ爲サシムルモノトス

瓦斯哨ハ通常哨長以下三名乃至五名ヲ以テ編成シ所要ノ資材ヲ携帶セシメ空襲警報間之ヲ配置スルモノトス

被毒地帶ハ繩張ヲ爲シテ晝間ハ赤旗、夜間ハ赤色燈火ニテ標示シ防毒班其ノ他ヲシテ見張ヲ爲サシメ速カニ消毒ヲ行フモノトス

第七十九條 市町村長ハ警察署長ト協議シテ市町村内必要ナル箇所ニ救護所ヲ設置シテ空襲ノ爲生ジタル負傷者及瓦斯傷者ヲ收容及治療ヲ行ハシムルモノトス
救護所ニハ所定ノ標識ヲ爲シ且必要ナル地點ニ其ノ位置ヲ標示スルモノトス

第八十條 警察署長及市町村長ハ防毒及救護ニ關シ概ね左ノ事項ヲ定メ置クモノトス

- 一、防毒班ノ配置及用法
- 二、瓦斯哨ノ配置
- 三、防護所及救護所ノ設置
- 四、防毒及救護ノ爲建物等ノ供用及特殊技能者ノ使用
- 五、其ノ他必要ナル事項

第十章 避難及防彈

第八十一條 縣民ハ空襲ヲ受クルモ防空精神ヲ堅持シ自己ノ持場ヲ守リ防空其ノ他ノ業務ニ從事スベキモノトス、從ツテ縣民ハ空襲時特別ノ命令アルニ非ザレバ居住市町村ヲ離レテ避難スルコトヲ得ズ但シ空襲ノ虞アルカ又ハ空襲ヲ受ケタル市町村ニ於ケル老、幼、病、不具者ニ限り所定ノ防護所ニ待避セシム

當該市町村ガ空襲ヲ受ケタルトキ屋外ヲ通行スル者ハ一時的ニ掩護下又ハ所定ノ場所ニ待避スルモノトス

空襲ノ爲災害ヲ被リタル者ハ所定ノ場所ニ避難セシムモノトス
府縣に於ける避難の方針を明かにして置く必要がある、而して縣民は居住市町村を離れて避難

せざるを原則とし市町村内にあつても家屋密集せる市街地以外は主として罹災者の避難を行ふを立前とし其の他は一時的に待避せしむるのが適當である。

第八十二条 避難ニ關シテハ知事ノ命令ニ依リ之ヲ行ヒ警察署長之ヲ指揮監督ス
局地ニ於テ狀況急ヲ要スルトキハ警察署長之ヲ命令ス

指定市町村長ハ警察署長ニ協力シテ防護所又ハ避難所ヲ準備シ避難者ノ處置ニ當ルモノトス

指定市町村ニ非ザル市町村ニ在リテハ適宜防護又ハ避難ノ場所ヲ定ムルモノトス

第八十三条 指定市町村長ハ警察署長ト協議シテ防空地區毎ニ避難所ヲ設置シ警察署長ハ警防團ノ
避難所管理班ヲシテ之ヲ管理セシムルモノトス

避難ノ誘導ハ警防團ノ交通整理班之ニ當ルモノトス

第八十四条 敵ノ空襲ヲ受クル虞アル場合平素ヨリ防彈設備ナキ重要建物又ハ室及水道、電氣、瓦
斯等ノ施設ニ對シテハ應急的防彈處置ヲ講ズルモノトス

一般家庭及街路ニ於ケル防彈ノ應急的施設ヲ要スルトキハ知事ヨリ之ヲ命令スルモノトス
防彈に關する要領を示して置く必要がある、而して防彈は主要なる施設に就て之を示し一般家
庭及街路に於ける防彈（防空壕を含む）に關しては必要に應じて命令するのが適當である。

第八十五条 市町村長及警察署長ハ避難及防彈ニ關シ概ね左ノ事項ヲ定メ置クモノトス

- 一、避難所ノ設置場所及設備資材
- 二、避難所管理班ノ配置
- 三、必要ナル防弾施設及方法
- 四、其ノ他必要ナル事項

因みに右防弾の有效なる方法としては爆弾落下時其の附近にある者は直に地上に伏臥し拇指と中指を以て耳と眼を抑ふる如きことがある。

第十一章 交通整理並ニ音響及交通制限

第八十六條 軍ノ防衛ニ則應シ縣内防空ヲ確實ナラシムル爲軍防空陣地、防空監視哨附近及必要ナル地域ニ於テ音響及交通ヲ制限シ且交通頻繁ナルカ又ハ避難其ノ他ノ爲特ニ混雜スル市街地ニ於テハ交通整理ヲ爲スモノトス

防空時音響及交通ノ制限ニ關シテハ本計畫書及年度計畫書ニ依リ示スモノノ外臨機其ノ都度之ヲ命令スル所ニ依ル

第八十七條 交通ノ整理並ニ音響及交通ノ制限ニ關シテハ警察署長之ヲ指揮監督ス、之ガ爲警察署長ハ警察官及警防團ノ交通整理班ヲ配置シ之ヲ指揮シテ、實施スルモノトス

第八十八條 防空實施間ハ通常「サイレン」其ノ他空襲警報、同解除ノ信號ト同様若ハ類似ノ吹鳴ヲ禁ズ但シ空襲警報解除信號類似ノモノハ狀況ニ依リ其ノ禁制ヲ緩和スルコトアリ

第八十九條 防空監視哨位置ニアリテハ監視哨配置間又防空諸陣地（高射砲、聽音機、照空燈ノ陣地ヲ稱ス）ニ在リテハ空襲警報發令間通常各々當該位置又ハ陣地ヨリ五百米（石油發動機船ハ四千米）以内ニ於テ自動車、發動機船等航空機ニ類スル音響ヲ發スルモノ又ハ著シク聽音ヲ妨害スルモノノ地上及水上ノ交通ヲ禁ズ但シ交通頻繁ナル市街地又ハ迂廻路ナキ道路ハ徐行其ノ方法ニヨリ通過セシムルコトヲ得

第九十條 空襲警報發令間其ノ他状況上特ニ必要ナル期間軍ノ防衛ヲ妨害セザル爲通常民間航空機ノ飛行ヲ制限スルモノトス

第九十一條 敵ノ航空機視界又ハ聽音界内ニ在ル間及軍ノ防空機關戰闘中ハ當該市町村ニ於テハ通常路面電車及自動車類ノ運轉ヲ停止セシムルコトアリ但シ防空ニ從事スルモノハ此ノ限リニ在ラズ

敵の航空機が視界、聽界内にあるか又は軍防空機關の戰闘間は防空活動の容易、危害防止、燈火管制の徹底等の爲車輛類の運行を制限する必要がある。

第九十二條 敵ノ空襲ニ依ル被害ノ爲防火、防毒、其ノ他防空ニ從事中ノ現場附近及被毒地ニ於テ

ハ通常一般ノ交通ヲ禁ジ迂廻路其ノ他ヲ指示シテ交通ヲ整理スルモノトス

第九十三條 敵ノ空襲ニ依ル罹災ノ爲大ナル避難ヲ要スルトキハ指導者ヲ附シテ避難ノ誘導ヲ爲サシメ且必要ナル地點ニ於テ避難所ノ位置ヲ標示セシムルモノトス

第九十四條 前諸條ニ依リ交通ヲ制限シ又ハ整理スル爲ニハ適時交通制限地域ヲ標示シ且交通頻繁ナル道路ノ交叉點、迂廻路ノ分岐點其ノ他必要ナル地點ニ道標ヲ設置シ、警察官交通整理班ヲ配置シ又ハ誘導班ヲ附スル等ニヨリ交通ヲ整理スルモノトス

第十二章 配給、工作及偽裝遮蔽

第九十五条 配給ハ罹災者ヲ救恤シ工作（偽裝遮蔽ノ工作ヲ含ム以下同ジ）ハ被害箇所及復舊ヲ迅速ニ行フヲ主眼トシ通常市町村毎ニ行フモノトス

若シ災害大ナル範囲ニ及ブカ或ハ特種ノ物資材料又ハ作業ヲ要スル場合ヲ顧慮シ知事ハ直接必要ナル配給又ハ工作ヲ行フコトアリ、之ガ爲配給物資及運搬資材ノ整備ヲ計畫シ又ハ工作隊ヲ編成ス其編成等ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第九十六条 警察署管内ノ配給及工作ノ從事機關ハ通常警防團ノ配給班及工作班トシ必要ニ應ジ他ノ市町村民ヲシテ援助セシム

大都市にありては市に於て配給及工作班を編成して之等を行ふものである。

第九十七條 市町村長ハ敵ノ空襲ヲ受ケタル場合食料品、飲料水、燃料、被服類、建築材料、防護資材、慰恤品、其ノ他ヲ收集ノ爲必要ナル調査ヲ爲シ置キ必要ナル場合之ヲ配給スル方法ヲ定メ置クモノトス

第九十八條 防空實施ニ方リ目標（爆撃セラレ又ハ經路ノ基準トナルモノ）トナリ易キ建物及施設ニシテ平時處置シ非ザルトキハ之等ノ管理者ハ直ニ又ハ命令ニ依リ偽裝、防彈、防毒等ノ工作ヲ實施シ且敵ノ空襲ニ因リテ災害ヲ蒙リタルトキハ應急復舊ノ工作ヲ實施スルモノトス

工作上特ニ計畫スベキ事項ヲ區分スレバ概ね左ノ如シ

一、偽裝及遮蔽

二、電 氣

三、瓦 斯

四、水 道

五、通 信

六、交 通

七、建 築

027

0552

第九十九條 警察署長ハ瓦斯、電氣事業者及重要建物又ハ施設ノ管理者ヲシテ前條ノ工作實施ニ必要ナル計畫ヲ爲サシメ置キ防空實施ニ至ルヤ適時指示シテ工作セシムルモノトス
警察署長ハ知事ノ命令ニ依リ直ニ偽裝及遮蔽並ニ公共用施設ノ工作ヲ強制實施スルノ準備ヲ爲シ置クモノトス

市町村長モ亦前項ニ準ジ處置スルモノトス

大都市に在りては市（區）長は自ら之を行ふ如く計畫すべしである。

第四編 設備及資材ノ整備

第一百條 本縣ノ防空設備及資材ノ整備ノ方針左ノ如シ

昭和十六年度末迄ニ防空上緊急ノ設備資材ヲ一應整備シ急ヲ要セザルモノハ財政ノ餘裕アル毎ニ之ヲ行フ、其ノ重點ヲ防空監視、情報通信、防空警報ノ傳達、燈火管制竝ニ防火ニ置ク、各設備資材整備ノ要領ハ附表第三ノ如シ

設備及資材の整備は防空方針に基き防空實施の計畫に應する如く行ふべきである。

永年計畫書に於ては既に整備せるものを除き其の他のものを數年間に所要の整備を爲す如く府縣の財政と防空の情勢とを顧慮して計畫するものである、又内務省及陸海軍防空擔任官と豫め協議して萬全を期すべきである、而して現在の國際情勢より判断すれば永年的に理想の如く整備するよりも三年間位を一期として應急的に重要なものを先づ整備することが肝要である、此の見地に基づき以下例示及説明することとする。

第一百一條 防空監視ニ關スル設備資材ハ概ネ左ノ如ク整備ス

一、監視隊本部ハ成ル可ク營務署内ニ置キ已ムヲ得ザルモ附近ノ建物ヲ利用シテ本部事務室及控室ニ區分シ編成人員ニ應ズル廣サヲ得シム

二、監視隊本部用資材中机、椅子、腰掛、寝具等ノ雑用具ハ警察署、市役所、町村役場其ノ他ノモノヲ以テ之ニ充當シ次ニ列記スルモノハ縣ヨリ分配整備シ其ノ他ハ警察署長ニテ整備ス

1. 双眼鏡
2. 風向風速計
3. 携帶溫濕計
4. 空地連絡布板
5. 形式アル事務用紙類

三、防空監視哨ノ設備ハ哨舍及休憩所ニ區分シテ整備シ其ノ資材中雑用具ハ市町村ノモノヲ以テ之ニ充當シ次ニ列記スルモノハ縣ヨリ分配整備シ其ノ他ハ警察署長ニテ整備ス

1. 双眼鏡
2. 防空監視隊服務規程
3. 形式アル事務用紙類

防空監視に關する設備及資材は縣費を以て整備するのが原則であるが縣財政の狀況に依つては市町村に負擔せしめ或は寄附に依るも已むを得ないものである。

第一百一條 防空通信ニ關スル設備資材ハ概ネ左ノ如ク整備ス

0555

- 一、情報通信ノ爲多クモ二回以内ノ交換ニテ監視哨ヨリ監視隊本部ニ報告シ得ル如ク主要幹線ヲ
增加シ且端末通信線ヲ整備ス
 - 二、警報通信ノ爲縣廳及警察署ニ一齊通信施設ヲ、又通信施設ナキ駐在所及駐在所ナキ村ノ役場
ニ通信施設ヲ爲ス
 - 三、連絡通信ノ爲警察署又ハ駐在所ト市役所又ハ町村役場間ニ通信連絡線ナキモノハ電話又ハ信
號ノ施設ヲ爲ス
 - 四、警察通信施設中不良ナル部分ノ線及舊式ニテ疎通ヲ缺ク電話器ヲ改修ス
- 防空通信に關する設備及資材は縣費を以て整備するものであるが市町村に關係あるものは一部
市町村に負擔せしめるのも已むを得ないのである。
- 第百三條 防空警報ノ傳達設備ハ概ね左ノ如ク整備ス
- 一、指定市町ハ「サイレン」ヲ以テ市民全般ニ傳達スル如ク整備ス、之ガ爲他ノ既設「サイレ
ン」ヲ利用スルニ努ム但シ一部ヲ警鐘信號ニテ補備ス
 - 二、指定村及他ノ町村ニシテ「サイレン」ヲ設置シ得ルモノハ前號ニ準ズルモ一般ニハ警鐘ヲ以
テ全般ニ傳達スル如ク整備ス
 - 三、前二號ノ市町村ニ於テモ電話其ノ他ノ副手段ヲ準備ス

第一百四條 燈火管制設備ハ概ネ左ノ如ク整備ス

一、工場、事業場、大商店等ニシテ夜間大ナル光量ヲ要スルモノハ成ル可ク隠蔽設備ヲ行ハシム
二、警戒管制設備ハ何レノ方法ニ依ルモ漸次恒久的設備ヲ整ヘシム

三、街路燈ノ残置燈火ハ遮光具ヲ設備シ成ル可ク局地毎ニ一齊ニ減光消燈ヲナシ得ル如ク施設ス

第一百五條 防空消防ノ設備資材ハ概ネ左ノ如ク整備ス

一、水道施設アル市町村ニ在リテハ消防ポンプ放水威力半径ヲ以テ市町村全家屋ヲ掩フ如ク消防栓ヲ設備シ家屋密集セル地域及危険區域ハ消防栓數ヲ増加シ水管ヲ大ナラシム

二、水道施設ノ有無ニ拘ラズ自然水利ヲ消防ポンプ放水威力半径ヲ以テ市町村全家屋ヲ掩フ如ク貯水池又ハ溝渠ヲ設クルカ或ハ作井スルト共ニ家屋密集地域及危険區域ニハ之等ノ數ヲ増加設備ス

三、指定市町ニ於テハ防火班用ノ小型ポンプヲ班ノ組數ニ應ジ整備ス

四、其ノ他ハ一般ノ整備要領ニ依ル

第一百六條 防毒及救護ノ設備及資材ハ概ネ左ノ如ク整備ス

一、指定市町村ニ於テハ次ノ通り防毒資材ヲ整備スルコト

1. 空襲時活動ヲ要スル警察官、市町村吏員、警防團ノ防毒班、防火班、消防班、交通整理班

- 及外ニテ活動スル救護班ノ者全員ハ連結式ノ防毒面ヲ裝備ス
 2. 其ノ他ノ者ハ應急防毒ノ裝備ノミニテ可ナリ
 3. 防毒班ノ組數ニ應ズル瓦斯檢知器材、消毒器材材料ヲ整備ス
 一、前項以外ノ町村ニ於テハ前號中ノ2號ノ定ムルモノニ準ズ
 三、救護ノ設備資材ハ成ル可ク既設ノ設備資材ヲ利用シ防空實施ニ方リ特ニ瓦斯患者ニ必要ナル
 モノヲ補足スルモノトス

大都市に在りては市の防護團體に必要なものを整備する必要がある。

第一百七條 避難及防彈ニ關スル設備ハ大建築物ノ改築新築ニ際シ之カ施設ヲ整ヘシムルモノトシ其ノ他ハ既設ノモノヲ利用スルニ努ム

尙ホ避難其ノ他防空用トシテ綠地、道路等ノ施設ニ關シテハ都市計畫ニ於テ整備スルモノトス
 簡易防彈ノ爲必要ナル施設又ハ設備ノ方法ヲ研究シ之ニ要スル資材ノ調査ヲ遂グ其ノ收集方法ヲ
 計畫シ必要ニ應ジ直ニ之ヲ行フノ準備ヲナス

第一百八條 縣ニ於テ整備すべき設備及資材ノ豫定計畫ハ附表第四ノ如シ

第五編 防空計畫設定ノ手續其ノ他

第一百八條 縣ノ永年防空計畫書ヲ更新スルトキハ通常前年度十月末日迄ニ通報ス

第一百九條 市町村長及警察署長其ノ永年防空計畫書ヲ前條以外ノ時期ニ更新セントスルトキハ前年度九月末日迄ニ縣知事ニ報告シ且必要ナル指示ヲ受クルモノトス

第一百十條 縣ノ年度防空計畫設定ノ爲ノ調査、協議、連絡及準備事務ハ前年度四月ヨリ始メ十二月中ニ略々終リ防衛ヲ擔任スル陸海軍司令官ヨリノ防衛上必要ナル通知ヲ受クルヤ直ニ計畫書案ヲ調製シ内務省及關係陸海軍司令官ト豫メ打合セタル後防空委員會ノ審議ヲ經テ認可ヲ申請シ通常二月末日迄ニ計畫書ヲ關係方面ニ通達（通報）ス

第一百十一條 指定市町村長ハ前條ノ要領ニ準ジテ市町村ノ年度防空計畫書ノ準備ヲナシ二月中ニ縣ノ年度防空計畫書ノ通達ヲ受クルヤ準備書類ヲ整理シ直ニ計畫書案ヲ調製シ縣知事及關係陸海軍司令官ト豫メ打合セタル後防空委員會ノ審議ヲ經テ三月中旬縣知事ニ申請認可ヲ受ケテ決定シ

三月中ニ計畫書ヲ關係方面ニ報告又ハ通報ス

大都市に在りては成るべく速に區長に計畫書を示し區長をして三月末日迄に業務書を完成せしめることが肝要である。

第一百十二條 前條以外ノ町村長及警察署長ハ前條ニ準シ業務書ヲ設定シ三月中ニ縣知事ニ報告スルモノトス。

第一百十三條 年度防空計畫ノ設備及資材ノ整備計畫ハ其ノ年度ノ豫算ニテ確定セルモノヲ記載スルモノトス、但シ已ムヲ得ザルトキハ索ニテ記載シ豫算確定後補修スルモノトス。

第一百十四條 防空實施ノ爲必要ナル細部ノ準備書類ハ防空計畫設定ト同時ニ調製シ且年度毎ニ整理シ置クモノトス。

以上は單に簡単に例示したるに過ぎず實務上尙必要なる事項を細部に亘り示すことが必要である。

(附 則)

第一百十五條 市町村長及警察署長ハ本永年計畫書ニ基キ當該市町村又ハ警察署ノ永年防空計畫書又ハ防空業務書ヲ昭和十三年度内ニ設定シテ知事ニ之ヲ申請シ又ハ報告スベシ

○附錄に就て

防空訓練の指導は防空計畫書に基いて防空實施の活動が容易なる様に行ふべきものであるから防空計畫書の内容に訓練指導の計畫を定めるのは如何かとも思はれるが防空計畫と同時に訓練の指導計

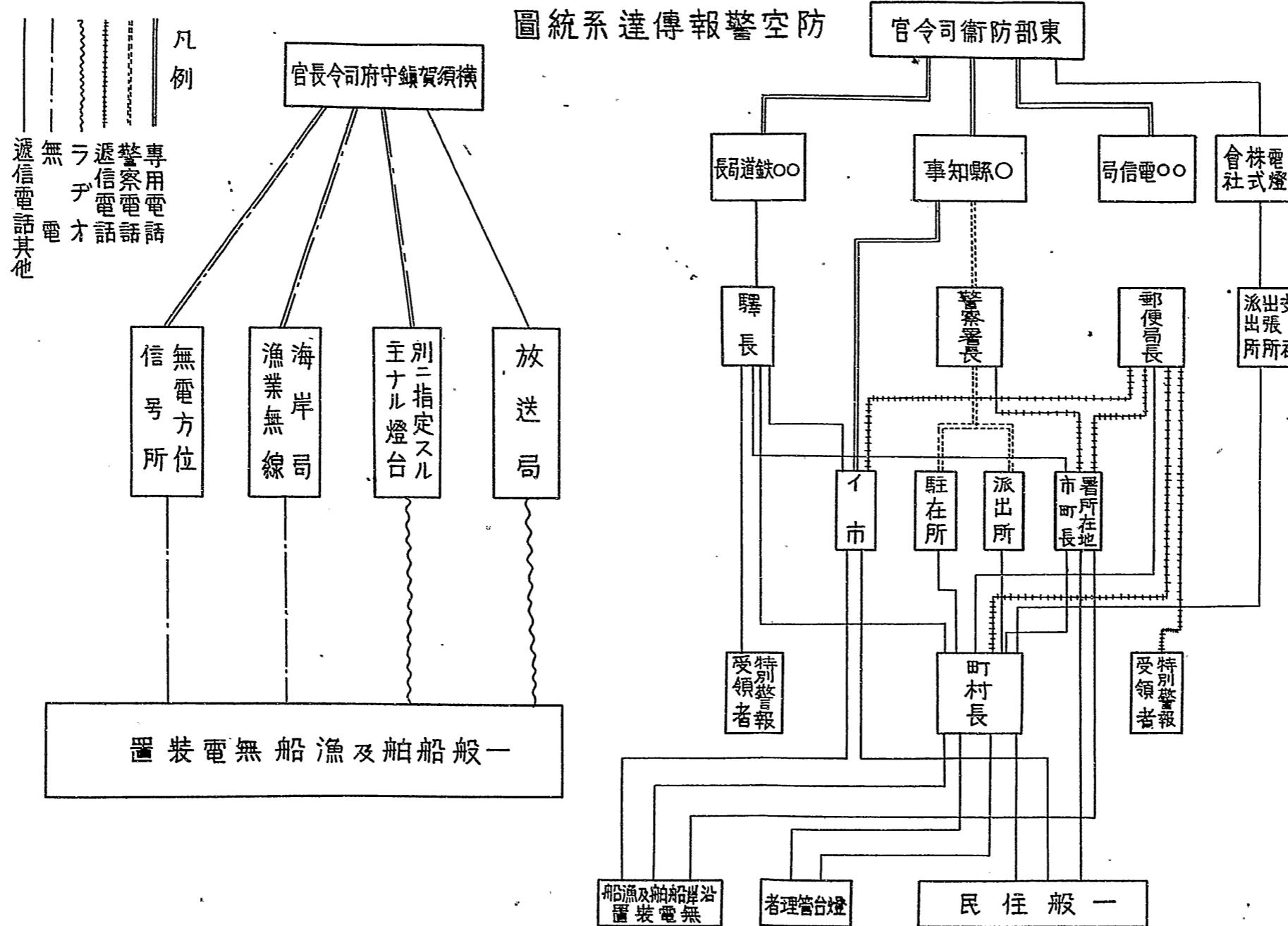
0560

畫を樹立して之を防空計畫書の附錄とするのが適當である。

此の防空訓練指導の計畫は東部防衛司令部より要望したる訓練計畫指導の計畫に準じて縣の永年計畫書の方針に基いて作れば宜しいので之が例示は省略する、又訓練指導の要綱に就ては「東部防空管區國民防空訓練指導綱要」に依れば宜しいと存じます。

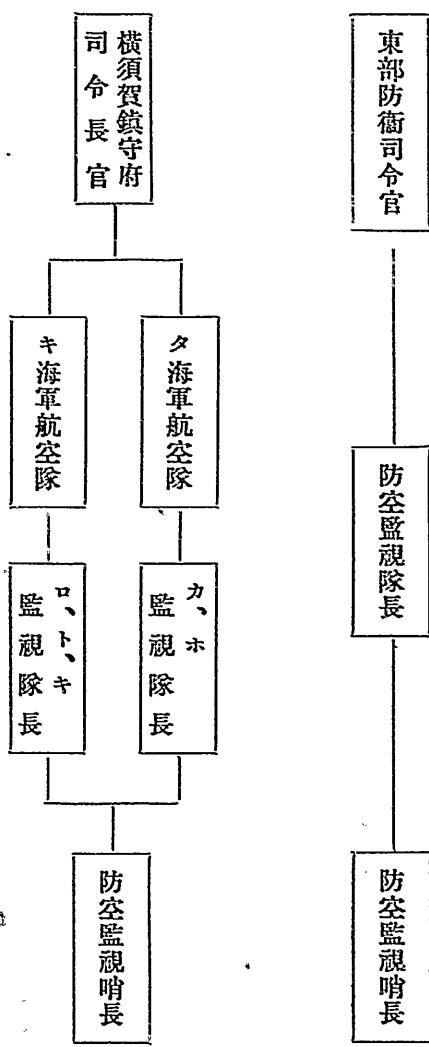
附表第一其一

圖統系達傳報警空防



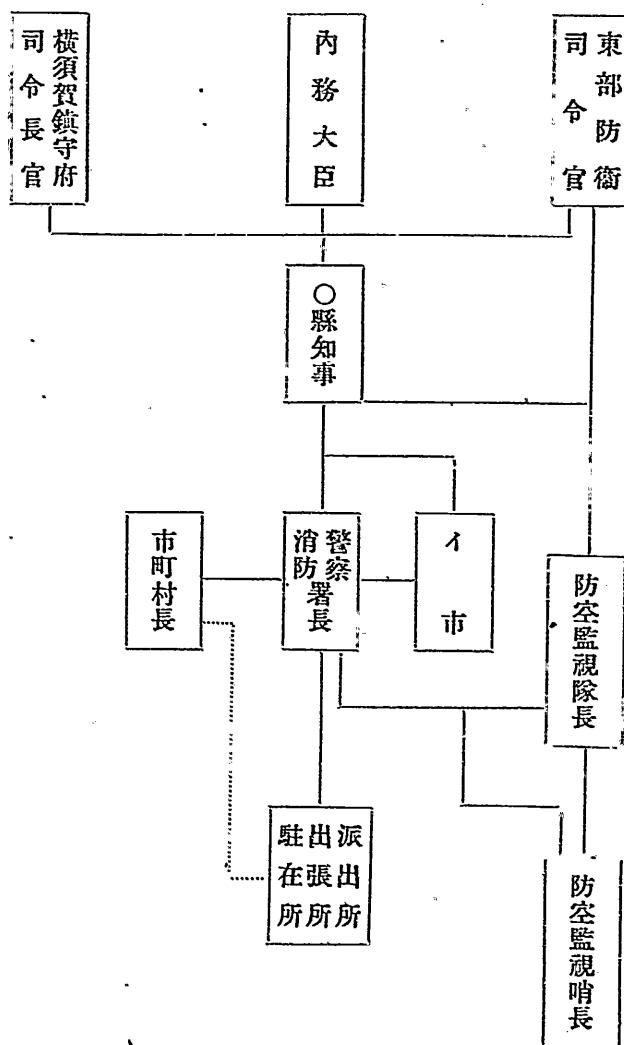
防空情報通報系統

附表第一共ノ二



防空連絡通信系統

附表第一其ノ三



附表 第二

五六

考 査	空襲警報解除報	空襲警報	手段		手 段	空襲警報、空襲警報解除ノ傳達手段及信號表
			サイレン	汽笛		
一、空襲ハ當該信號ヲ使用セザルモノトス	鳴二回	一分間 連續吹	ノ急發三秒ヲ間 ノ装置急止	三秒六秒ヲ間 ノ吹	サイレン	汽笛
二、本表ノ外口頭、傳令、ラヂオ、電話ヲ用フ	ニ準ズ	ニ準ズ	「サイレン」	「サイレン」	サイレン	汽笛
表中燈火信號及吹流シハ通信施設破壊セラレタル場合ニ於テ實施ス	ニ準ズ	ニ準ズ	「サイレン」	「サイレン」	サイレン	汽笛
	○○○	○○○	○	○	斑打十回	打上後四點
	○○○○	○○○○	○	○	爆音	約三秒ヲ間
	○○○○○	○○○○○	○	○	間シ短音	數秒ヲ間
	○○○○○○	○○○○○○	○	○	約三秒	右ニ振ル
	○○○○○○○	○○○○○○○	○	○	シ點滅五回以上	赤旗ヲ左
	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○	○	同以上	夜間ニ在
	○○○○○○○○○	○○○○○○○○○	○	○	同以上	リテハ提燈ヲ用ヒ
	○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○	○	○	同以上	圆形ヲ畫
	○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	赤旗吹流
	○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	提燈間信號
	○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	燈火信號
	○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	吹流
	○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	對海號ス上ニ
	○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	近ク内務省ニテ統一スルモ
	○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	ノニ依リ記入スル
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○	○	同以上	

附表第三

至昭和十六年〇縣防空設備及資材整備要領			
	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
監視分	一、監視哨舎ハ少クモ乙配置ノモノニ對シテハ 二、器材ハ乙配置ニ必要ナルモノヲ整備ス	一、監視哨舎ハ甲配置ノ大部ヲ整備ス 二、器材ハ甲配置ニ必用ナルモノハ大部ヲ整備ス	一、監視哨舎及器材ハ甲配置ノ全部ヲ完備ス
防空監視	一、防空(情報、警報、連絡)通信ハ別ニ定ムル三年計画ヲ以テ現在ノ不良ナル部分ヲ全部改善整備ス		
(情報、警報、連絡)	一、防空(情報、警報、連絡)通信ハ別ニ定ムル三年計画ヲ以テ現在ノ不良ナル部分ヲ全部改善整備ス		
防空通信施設ヲ	一、防空計畫定ノ市町村及敵ノ空襲經路附近 市町村等ノ警報傳達施設ノ大部ヲ整備ス	一、同上ノ他市町村ノ警報傳達施設ヲ完備ス	一、施設全部ヲ完備ス
燈火管制	一、各官公署(國民各戸ノモノニツキ)ハ完成 二、工場、事業場ノ成恒久化ヲ圖ル 事業場ノ重要部ハ完成ス	一、各官公署(國民各戸ノモノニツキ)ハ施設 ノ維持向上(可成恒久化ヲ圖ル) 二、工場事業場ノ重要部分以外ノ部分ニ付略シ 整備ス	一、同上 二、同上全部ニツキ完備ス
消防	一、自然水利用不能區域ニ貯水池、作井並ニ防火器具ハ不當ニ之ヲ指班ノ消防器材ノ整備ヲ以テ完成ス 二、木造家屋ノ改築ノ際ノ防火處理ハ不當ニ之ヲ指班ノ消防器材ノ整備ヲ三年計画ヲ以テ完成ス 三、防火服、防火用具ハ常ニ各家庭ニ於テ整備スル如ク指導ス	一、指班ノ整備シ且該ノ家庭ニ於テ之ヲ獎勵ス	
防毒	一、豫想被空襲時活動ヲ要スルモノハ優秀ナル面ヲ整備ス 二、豫想被空襲地ニ於テ空襲時活動ヲ要セザルモノ及豫想被空襲地ニアラザル地方ノ活動ヲ要スルモノハ應急的ノ面又ハ其ノ代用物件ヲ裝備ス		
交通及音響制限	一、施設ノ再検討	一、防空ヲ顧慮シテ整備ス	一、完 成
避難及防禦指導	一、既設ニモノニ對シテハ機會アル毎ニ避難、防禦ニ適スル如ク改修セシメ新設ノモノハ建築ノ際設備ヲ爲ス如ク指導ス 二、特設ノモノハ必要ノ最小限ニ止ム		
偽装	一、新設ノ建物又ハ工作物ニハ建設ノ際ニ考慮シテ實施セシム 二、既設ノ建物又ハ工作物中著明ナルモノノ内重要ニシテ經濟的ニ可能ナルモノハ機會アル毎ニ又施設ノ緩急ヲ顧慮シテ實施セシム 三、既設ノ建物又ハ工作物中戰時ニ於テ偽装ヲ立案セシム モノハ之が計画ヲ立案セシム		
救護	一、要地ニ付既設及平時保有資材ノ利用研究	一、同上研究ノ結果ニ基キ二年間ニ之ヲ補備ス	
備考	一、本表ハ國庫補助金關係トハ別個ノモノニシテ府縣獨自ノ必要ニ基クモノナリ 二、都市計畫等ニ關連スル池、防火地區、道路、綠地、新建築物、工場等ノ防空指導及電燈、瓦斯、水道等ニ關シテハ別ニ示ス		

附表第四

○縣防空設備資材整備豫定計畫表

「昭和十四年一月 調製」

其三年度府縣防空計畫設定要領

0567

計　畫　の　要　旨

年度計畫書に於ける計畫事項は概ね永年計畫書の事項を追ふて計畫するものであるが永年計畫書にて規定し難く何うしても其の年度毎に計畫せねばならぬ事を規定するのが本筋である、従つて原則として永年計畫書に於て定めたる事項は重複して定める必要もない譯であるが年度計畫書の筋道を分り易くする爲永年計畫事項就中其の手續的事項は永年計畫書と多少重複せねばならぬ事もある。

府縣年度計畫書範例

昭和何年度○縣防空計畫書

第一編　總　則

第一條 本計畫書ハ昭和何年度○縣ニ於ケル防空ノ實施並ニ之ニ關シ必要ナル設備及資材ノ整備ニ付規定シ且昭和何年度ノ市町村警察署其ノ他ノ防空計畫書又ハ防空業務書ニ準據ヲ與フルモノトス
防空實施ニ任ズルモノハ本計畫書ニ定ムルモノヲ除クノ外ハ永年計畫書ニ定ムル所ニ依ル

本計畫書中永年防空計畫書若クハ年度防空計畫書トアルハ指定市町村以外ノ市町村又ハ警察署ニ就テハ永年防空業務書又ハ年度防空業務書ニ該當ス

第二條 市町村ニシテ未ダ警防團ヲ組織シ得ザルモノハ本年度中當分從來ノ防護團及消防組ヲ以テ防空實施ノ補助機關トシテ防空計畫ヲ設定スルコトヲ得但シ警防團ノ組織終リタルトキハ速カニ計畫ヲ改正スルモノトス

第三條 市町村ニシテ準備其ノ他ノ關係ニヨリ永年防空計畫ノ設定未ダ成ラザルモノハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケ從來ノ例ニ依リ差向キ年度計畫書ニ於テ全部ヲ計畫スルコトヲ得但シ速カニ業務ヲ進メ永年計畫ヲ設定シ何年何月何日迄ニハ永年計畫ト年度計畫トヲ分離設定スベシ

計畫全般に關し永年計畫書に依り得ない事柄又は本年度特に定めるもの等必要なる事項を總則中に記載して置く必要がある、本項に示す例は昭和十四年度に限り必要であつて爾後は斯くの如きことを行はしむるものではない。

第二編 防空方針

第四條 昭和何年度○縣ノ防空方針ハ永年計畫書ニ示ス方針具現ノ爲年度ニ於ケル人的及物的要素ヲ年度所望ノ域ニ進ムルニ在リ之ガ爲左ノ事項ニ重點ヲ置ク

- 一、何々……ノ線及……ノ線ノ監視通信ノ人的物的ノ要素ヲ完備ス
- 二、何町何村ヘノ警報傳達ヲ少クモ何分以内ニ行フ如クス
- 三、何々町及何々町燈火管制ノ完璧ヲ期ス
- 四、……………

府縣の防空方針にして其の年度に特に變更なき時は之を示す必要がないが状況に依り多少其の要領等の異なるものにして重要な事項は之を掲げて置く必要がある。

第三編 防 空 實 施

第一章 通 則

第五條 永年防空計畫ノ設定ヲ終ルモ昭和十四年四月一日迄ニ其ノ年度防空計畫ヲ設定シ得ザルコトヲ豫想スルトキハ該市町村ヘ先づ應急的ニ「昭和何年度防空實施要領」ヲ立案シ置キ防空計畫設定ニ至ル間該要領ニ依リ防空ヲ實施シ以テ防空實施ニ遺憾ナカラシムモノトス、此場合ニ於テハ遅クモ昭和十四年六月三十日迄ニ年度防空計畫ヲ設定スベシ

本年度に於ける防空實施全般に關し特に必要なる事項を本章中に記載するものである、本項に示す例は昭和十四年度に於て特に必要なもので毎年斯くの如くするものではなく必ず所定の期日迄に計畫を設定せしむべきものである。

第二章 防 空 監 視

第六條 本年度設置すべき防空監視隊ノ位置、名稱、番號、所屬區分、配置區分、隊員呼集擔任區分等ハ附表第一ノ如シ

第七條 防空監視隊ノ配置ハ知事ヨリ配置命令ヲ發シタル時ヨリ四時間以内ニ配置スルモノトシ配置命令ニ於テハ通常「何月何日午前（後）何時迄ニ防空監視隊ヲ配置スベシ」ト命令シテ時刻ヲ明瞭ナラシム

已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ監視隊員所定ノ時間ニ配置ニ就キ難キトキハ警察署長又ハ市町村長ハ直ニ署員又ハ役場吏員其ノ他適當ノ者ヲ以テ應急的ニ監視セシムルモノトス

此時間は萬難を排して陸海軍司令官の所定の時間に完了すべきものであるが不可抗力的事情に依り已むを得ざる場合もなきに非ざるを以て此場合に善處すべき方法を示して置くを可とする。

第八條 ○縣防空監視隊服務規程第三條ニ依リ監視及通信ニ關シ陸海軍防空擔任官ノ定メタル事項

左ノ如シ

一、監視隊本部ハ次ノ電力、電燈株式會社ノ行フ補助防空監視隊ヨリ防空情報ヲ受ケタルトキハ直ニ防衛司令官ニ報告スルモノトス

「キ」電力株式會社（何川上流發電所附近）

「ト」電燈株式會社（何山變電所、何峰監視所）

二、軍監視隊本部ト交代シタルトキハ民監視隊本部所屬ノ監視哨ハ交代後監視、通信ニ關シ軍監

観隊長ノ指揮ヲ受クルモノトス

三、民監視隊本部ノ中特ニ友軍航空機トノ空地連絡ニ任ズルモノ次ノ如シ

「イ」監視隊 「ト」監視隊 「キ」監視隊

四、監視隊ハ其ノ知リタル彼我飛行機ノ戦闘状況ヲ速カニ防衛司令部ニ報告スルモノトス

五、海岸ニ在ル監視哨ニシテ怪シキ艦船ヲ發見シタルトキハ陸海軍防空擔任官ニ報告スルモノトス

ス

六、其ノ他必要ナル事項ハ其ノ都度通知ス

第三章 防 空 通 信

第九條 防空情報通信ノ系統及通信網ハ附圖第一其ノ一乃至其ノ十ノ如ク又防空下令後應急新設スベキ通信網ノ構成計畫附表第二ノ如シ

第十條 防空警報通信ノ系統及通信網ハ附圖第二其ノ一乃至其ノ十五ノ如シ

第十一條 防空連絡通信ノ系統及通信網ハ附圖第三ノ如シ

第四章 防空警報ノ傳達

第十二條 市町村及巡查駐在所等ヘノ防空警報ノ傳達系統ハ附圖第一其ノ一乃至其ノ十五ニ依ルモノトス

第十三條 市町村ノ防空警報受領ノ方法及正副系統ノ區分等附表第三ノ如シ

第十四條 市町村長又ハ警察署長ヨリ受領スルコトナク他ノ通信ニヨリ直接警報ヲ受領スル工場、事業場等（特定警報受領者ト稱ス以下同ジ）ハ附表第四ノ如シ

第五章 燈火管制

第十五條 燈火管制規則中甲程度ノ警戒管制ヲ行フベキ區域ハ「イ」市及「ハ」市並ニ從前ノ「ア」郡及「キ」郡ノ區域トシ其ノ他ノ區域ハ乙程度ノ管制ヲ行フ

第十六條 防空實施後警察署長又ハ市町村長ハ特に左ノ點ニ留意シテ監督指導スルモノトス

- 一、警報傳達二十分以上ヲ要スル村ニ對シテハ警戒警報發令後ハ一般ニ夜間漏光セシメザルコト
- 二、各戸毎ニ管制責任者ヲ定メ紹エズ外部ヨリ自ラ點檢セシムルコト
- 三、永年計畫書第二十條ニ定ムル管理者ニシテ設備不十分ナルモノニ對シ應急的設備ヲ整ヘシム

ルコト

六四

四、警戒管制間ハ勿論空襲管制間ト雖モ必要ナルモノハ就業セシムルモ設備不完全ニシテ所定ノ如ク管制シ得ザルモノハ休業ヲ命ズルモ實行ヲ確實ナラシムルコト

五、防空實施後成ル可ク速カニ各戸ニ就キ管制設備ヲ點検スルコト

府縣内に於ける燈火管制設備完否の状況、燈火管制規則普及の程度、燈火管制實行の確否等の實情を顧慮して其の年度の防空實施に方り特に指導しなければならぬ事項又は應急的に設備せしめる事項等必要なものに就て計畫に示して置く必要がある。

第六章 消防

第十七條 敵ノ空襲ニ依リ「イ」市ノ災害大ナル場合ハ警察部長ハ警防團ヲ指揮シテ火災ノ防衛ニ當ルモノトス、之カ爲警察部長ハ同市ノ消防機關ヲ使用スルノ外同市附近ノ市町村ノ消防機關ノ應援ヲ得ル如ク消防機關ノ呼集、之カ運用及同市ノ火災防衛ノ計畫ヲ爲スモノトス
敵ノ空襲ニ依リ「イ」市以外ノ指定市町村ニ大ナル災害ヲ受ケタル場合ニ於テハ警察部長ハ他ノ警察署管内ヨリ直ニ消防機關ヲ派遣シテ防空消防ノ萬全ヲ期スルモノトス、之カ爲警察部長ハ非常應援ノ計畫ヲ爲シ置クモノトス

敵ノ空襲ニ因リ指定市町村以外ノ市町村ニ大ナル災害ヲ受ケタル場合ニ於テハ臨機其ノ隣接市町村ノ消防機關ヲ以テ應援スルモノトス

第十八條 警察署長及市町村長ハ防空實施開始セラルルヤ成ル可ク速カニ左ノ事項ヲ點検又ハ指導シテ消防ノ萬全ヲ期スルモノトス

一、各戸ニ付き防火準備ヲ點検シ特ニ貯水其ノ他防火資材ノ準備ヲ勵行セシム

二、市町村内ノ給水設備ヲ點検シ成シ得ル限り應急的ニ貯水、作井ヲ行ヒ永年計畫書所定ノモノ

ニ近カラシム

三、主要ナル工場、事業場等ノ消防施設ヲ應急的ニ整備セシム

四、永年計畫書第六十條ノ危險物大量貯藏者ノ處置ヲ監督指導スルコト

本年度の府縣内の消防に關する人、物的組織の現況に鑑み防空實施に方り消防指導上特に爲すべき事項を定めて置くのである、之が爲には絶えず市町村内主要工場、事業場、學校等の位置、施設、從業人員、施設狀況、危險物の貯藏狀態等を調査し置き又時々變化する井戸の數、水量、型式等を調査して置く事が必要である、縣に於ても縣内全般の調査表を作つて置くのが適當である。

第七章 警護及防護監視

第十九條 敵ノ空襲ニ因リ市町村大ナル災害ヲ受ケタル場合ニハ第十七條ニ定ムル要領ニ準シ處置又ハ計畫ヲ爲シ置クモノトス

府縣内に於ける警察署人員及警防團ノ警護班人員の現況と防空時の要警護事情の實際に鑑み主要市町村にして敵の空襲に依り災害を受けたる際警察部長をして警察官又ハ警防團を他の警察管内より呼集して之を應援せしむる計畫及準備をなし置く必要がある。

第二十條 警察署長ハ防空實施開始セラルニ至レバ特ニ左ノ事項ニ留意實施スルモノトス

- 一、要注意者ノ所在地及行動ヲ明確ニシ之ヲ監視シ必要ニ應シ検束ノ準備ヲ爲スコト
 - 二、要警護箇所及物件ノ實情ヲ絶エズ點検シ之ヲ警護シ且防諜ニ留意スルコト
 - 三、當初防護監視哨ヲ成ル可ク多ク設置シテ訓練ニ努メ且市町村民ノ緊張ヲ圖ルコト
- 本年度に於ける府縣内の警護組織の狀況、要警護事情、各種調査ノ完否、防護監視訓練の程度等を顧慮して本年度防空實施に方り特に着意し又は實施すべき事項を定めて置くのである。之が爲には署毎に平時より調査表を作り縣に於ても縣内全般の調査表を準備して置く必要がある。

第八章 防 毒 及 救 護

第二十一條 本年度縣直轄救護隊編成ノ要員トシテ豫定スルモノハ附表第五ノ如シ

第二十二條 本年度縣直轄救護所トシテ豫定スルモノ附表第六ノ如シ

第二十三條 本年度防空實施ニ方リ防空法施行令第三條第二項ニ依リ救護所トシテ供用ヲ豫定スルモノ附表第七ノ如ク又防空法施行令第四條ニ依リ防毒及救護ニ從事セシムルコトヲ豫定スル者附表第八ノ如シ

第二十四條 本年度防空實施ニ方リ警察署其ノ他ヘノ防毒用具ノ分配計畫附表第九ノ如シ

本年度防空實施に方リ縣にて直接使用するもの、知事にて供用又は特殊防空に從事せしめるものの指定及防毒具の分配等に關し規定すると共に本年度の實情に鑑み防空實施に方リ特に警察署長又は市町村長に指導又は監督せしめる事項等を示して置く必要がある。

第九章 避 難 及 防 彈

第二十五條 指定市町村長ハ防空實施開始セラレタルトキハ警察署長ト協議シ避難所豫定地ヲ踏査シ具體的ノ計畫ヲ爲シ豫定諸資材ヲ再點檢スルモノトス、之ガ設備ノ開始時期ハ知事ノ命令ニ

第二十六條 防空實施開始セラレタルトキハ指定市町村長又ハ警察署長ハ一般市町村民又ハ警防團ニ對シ家庭及公共防彈ノ設備要領ヲ指導スルモノトス、之ガ設備開始時期ハ知事ノ命令ニ依ルモ

ノトス

第二十七條 警察署長ハ防空實施ニ方リ避難及防毒ノタメ永年計畫書第二十條ノ工場、事業場等ノ實地調査ヲ行ヒ必要ナル指導ヲ行フモノトス

第十章 交通整理並ニ音響及交通制限

第二十八條 警察署長ハ本計畫書第六條ニ定ムル防空監視哨ノ位置ニ基キ交通制限ノ具體的方法ヲ計畫準備シ且之ヲ關係市町村長ニ示シ、市町村長ハ該指示ニ依リ必要ナル處置ヲ計畫準備スルモノトス

第二十九條 防空陣地ノ位置ハ防空實施ニ方リ軍防空機關ノ配置ノ時期ニ警察署長及市町村長ニ通知ス

警察署長及市町村長ハ本通知ニ基キ直ニ交通制限ノ處置ヲ爲スモノトス

第三十條 防空實施間民間航空ノ制限中特ニ航空ヲ必要トスルモノハ遅クモ五日前東部防衛司令部

ニ許可ヲ受クルモノトシ、許可セラレタルモノハ飛行機尾部ニ幅三十粍長サ二米ノ吹流ヲ附シ且
東部防衛司令部ノ指示ニ從ヒ飛行スルモノトス

第十一章 配給、工作及偽裝遮蔽

第三十一條 警察署長及指定市町村長ハ配給ヲ願慮シ四月一日、八月一日、十一月一日現在ヲ以テ
配給ヲ要スル主要物資及運搬材料ヲ調査シ置クト共ニ其ノ状況ヲ知事ニ報告スルモノトス

第三十二條 防空實施ニ方リ縣直轄工作隊編成要員トシテ豫定スルモノハ附表第十ノ如シ

第三十三條 防空實施ニ方リ偽裝又ハ遮蔽ヲ要スルモノ附表第十一ノ如ク又防弾ノタメ補強工作ヲ
要スルモノ附表第十二ノ如シ

前項工作ノ時期ニ關シテハ知事ヨリ其ノ都度之ヲ命令スルモノトス

第四編 防空設備及資材ノ整備

第三十四條 本年度縣ニ於テ整備スペキ防空設備及資材ノ豫定附表第十三ノ如シ、其ノ配給ヲ要スルモノニ就テハ別ニ之ヲ示ス

第三十五條 左記設備及資材ハ當該市町村ヲシテ整備セシムル如ク指導又ハ命令ス

左記

一、「タ」市、「チ」町、「ツ」村、「テ」村（以下省略す）ニテ同地防空監視哨舍ノ設備
二、「イ」市、「フ」市ニテ同地防空監視隊本部増築（本件は豫め市町村當事者と内協議を遂ぐる
の要あり）

三、前二號ノ外務メテ防空監視監視哨舍及同哨ノ資材ヲ所在市町村ニテ整備セシム

第三十六條 警防團防空從事ノ爲必要ナル設備及資材ノ整備ニ際シ本年度ニ於テハ市町村ニ對シ縣
ヨリ左記範圍ニ於テ補助ス
其ノ細部ニ關シテハ別ニ示ス

左記

警防團用小型消防「ポンプ」ノ新設費ノ五分ノ一以内
(本例は單に一例に過ぎず)

第五編 年度防空計畫設定手續其ノ他

第三十七條 本年度ニ限り市町村防空計畫ノ設定ハ昭和何年四月三十日迄トス、之ガ爲本年度四月中ニ防空實施ノ開始ヲ命セラル時ハ前年度ノ防空計畫書ニ依リ防空ヲ實施スルモノトス

第三十八條 警察署長ハ縣ノ翌年度防空計畫設定ノ爲必要ナル資料ヲ左ノ如ク報告スルモノトス

一、要警護物件

二、防空ノ爲供用ヲ要スル設備資材

十二月末迄

三、防毒救護工作等ノ爲防空ニ從事セシムル特殊技能者

十二月末日迄

四、要偽裝物件

一月末日迄

五、防護ノ爲要補強建物

一月末日迄

以上は單に一例を示したるに過ぎざるもの之を準據として當該府縣の實情に則し具體的に計畫すべきものである。

○附錄に就て

府縣永年計畫書の附錄に準じて其の年度の「防空訓練指導計畫」を年度防空計畫書の附錄として作つて置き之に依つて訓練を指導することが必要である、此の計畫は昭和十四年度に於ては東部防衛司令部より國民防空訓練に關して要望したる事項に準じ且縣の防空方針に基き計畫すれば宜しいので例示を省略する。

附表第一

○縣防空監視隊設置一覽表

隊別	番號	本部及哨名	位			乙配置	呼集擔任
			何	監	視隊本部	何市何町何番地何警察署	
一	一	何	同	右	屋上	○	○
二	二	何	何	村	山	○	○
三	三	何	何	屋	上	○	○
			何郡何町何丁目何番地何小學校屋上				
			○				
			町	村	山		

考備

- 一、甲配置ニ於テハ本表ニ示スモノ全部ヲ設置ス
 二、乙配置ニ於テハ本表「乙配置欄」ノ〇印ノモノノミ設置ス
 三、丙配置ニ於テハ監視隊本部所在地ノモノノミ設置ス
 四、呼集擔任欄中「營」トアルハ營參署長「市」「町」「村」トアルハ市町村長ノ擔任ヲ示ス

附表 第二

七四

應急新設情報通信網構成計畫表

	F		D	G	B	A	監視哨 「イ」派在所	警察官署 「ロ」派在所	架設距離 五〇〇	電柱 八一三〇〇	所要材料 桿 線 被覆線	材料格納場所 派出所裏倉庫	架設擔任 「イ」青年團	摘要	
	「ハ」駐在所 六〇〇														
	一〇一四〇〇														
	「ニ」警察署														
	「ハ」青年團 指導セシム 技術官ラシテ														

附表第三

		市町村防空警報受領細部ノ要領			何々警察署管内
		「市」	「市」	「市」	
以下省略ス	「ラ」 村	「ハ」 市	「ハ」 郵便局	「ハ」 警察署	警報ヲ受クヘ キ市町村
	「ラ」 巡回駐在所	「ハ」 驛	「ハ」 驛	「ハ」 警察署	傳達官(題)
	傳傳 命令	傳 加入 電話	加 入 電 話	特設 電話	傳達手段
	副正	副	副	副正	正副系統別
	約 五〇〇米	約 二〇〇米	約 二〇〇米		摘要 要

0587

附表 第四

七六

特定警報受領者一覽表

特定警報受領者	所在地	傳達官(處)	傳達手段	摘要
東電 (電気監視所「イ」支 署及合資社)	「イ」市	東電本社	逓信電話	直通線
「タ」電燈株式會社	「タ」町	「タ」郵便局	加入電話	
「ケ」電軌會社	「イ」市	「イ」驛	鐵道電話	
以下略々				

附表第五

縣救護隊編成要員豫定者一覽表					
					住 所
					職 業
					特 技
看 護	庶 務	運 搬	藥 劑	醫 療	隊ニ於ケル業務
					氏 名

記載例ハ省略ス(附表第十二迄同様ナリ)

附表第六

○縣直轄救護所豫定施設一覽表

○縣直轄救護所豫定施設一覽表

縣立又ハ公共的ノモノニシテ設備及規模ノ大ナルモノヲ指定スルヲ可トス

附表 第七

救護所供用豫定施設一覽表

何々警察署管内

名稱	位置	管理者	使用市町村	摘要

本表ハ市町村ヨリ警察署ヲ經由申請シタルモノニ基キ調製ス

附表 第八

八〇

防毒救護ニ從事セシムル豫定者一覽表

何警察署管内	使用市町村名	住所	特技	職業	氏名

本表ハ市町村ヨリ警察署ヲ經由申請シタルモノニ基キ調製ス

附表 第九

防毒用具分配計畫表					
配當箇所	防毒面(連)	防毒面(直)	檢知器材	防毒材料	摘要
警 察 部					

本表ハ縣ニテ保管シアルモノ及巡回使用セシメアルモノヲ分配スルモノトシテ一案ヲ示セリ巡回使用中ノモノハ先づ返納セシメ次デ分配場所ヲ示シテ受取ラシム

附表第十一

八二

○縣直轄工作隊編成要員豫定者一覽表

○縣直轄工作隊編成要員豫定者一覽表

日常ノ從業員以外ニ瓦斯、電氣、通信、交通、偽裝等ニ從事シ得ルモノヲ豫定ス

附表第十一表

○縣內要偽裝(又八遮蔽)物件一覽表

豫メ警察署ヨリ調査報告セシメ實情ヲ調査シ置クヲ要ス

附表第十二

八四

防弾應急補強ヲ要スル物件一覽

豫メ調査シ準備セシメ置クモノトス

附表第十三

昭和何年度○縣防空設備資材整備豫定計畫表

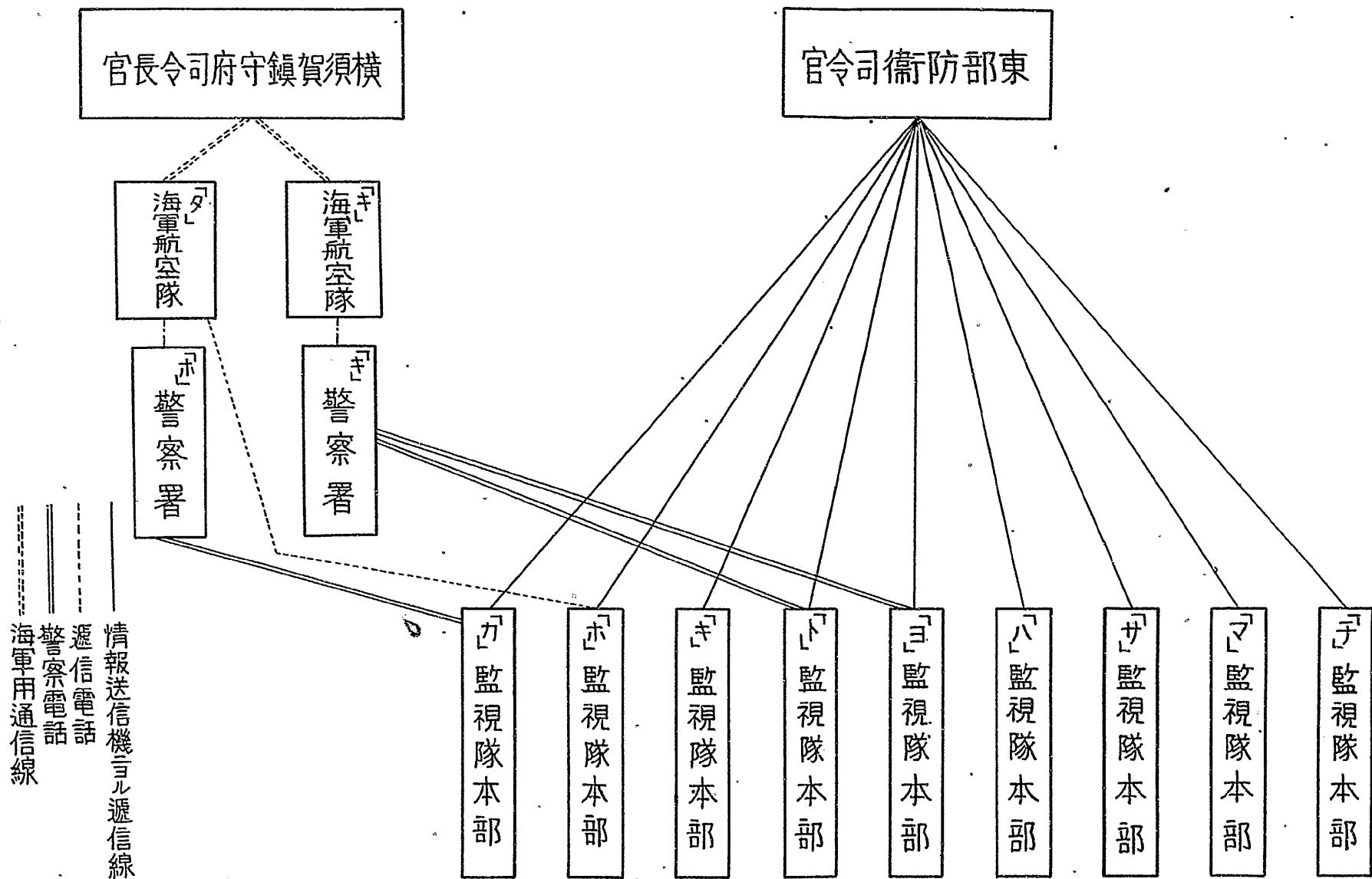
昭和年月日開製

目項	設備資材	整備區分		整備數	單位	單價	所要經費	摘要	要
		整備	區分						
監視隊本部增築		一	箇所	一、〇〇〇	一、〇〇〇	場所、室數、大イサ、設備概要(他ノ二箇所へ)			
監視哨舍設備		二三	箇	一一〇〇	四、六〇〇	場所、大イサ、設備概要(他ノ十箇所へ)			
反眼鏡		四二	箇	六〇	二、五二〇	付設定場所、型其他			
風向風速計		五	箇	四〇	二〇〇	同右			
捲帶溫濕計		五	箇	五〇	二五〇	同右			
空地連絡布板		四	組	四〇	二〇〇	同右			
警察署一齊通信機		六	箇	一〇	二五〇	同右			
警察通信連絡機增設		三〇	組	一〇	二五〇	同右			
電話器増設		二〇	組	一〇	二五〇	同右			
同右改修		一〇	組	一〇	二五〇	同右			
同電話器増設		一〇	組	一〇	二五〇	同右			
同右補修		五	箇	一〇	二五〇	同右			
電鈴信號設備	サイレン	一	箇	一〇	二五〇	同右			
照度計	セン	一	箇	一〇	二五〇	同右			
隱蔽黑幕	スクリーン	四〇〇	平方米	一〇〇	二五〇	同右			
消火ポンプ	消火ポンプ	一一	臺	二〇〇	二〇〇	同右			
消防ホース	消防ホース	一〇	本	二〇〇	二〇〇	同右			
消防池	消防池	二	箇	二〇〇	二〇〇	同右			
制管火燈	報警								
消									
防									
備									
考									
一	電鈴信號器ハ永年計畫書以外ニ整備スルモノトス								
二	監視隊本部増築、監視哨舍設備ノ永年計畫中ノ一部ハ市町村ト協議シテ寄附セシム								
三	價格等ハ單ニ一例ヲ示シタルニ過ギザルモノトス								
費	費用計								
				一一六、二六〇					

附圖第一其一

防空監視隊及陸海軍司令官間防空情報通信系統圖

0597

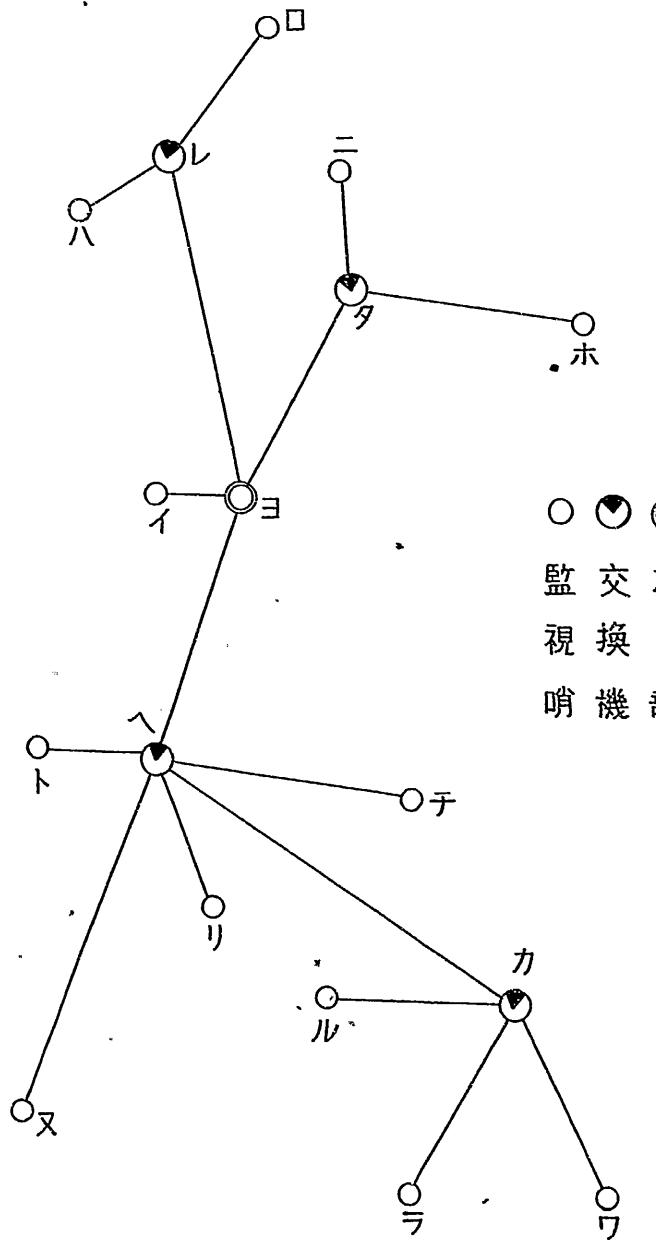


8650

監視情報隊通報網

附圖第一其二

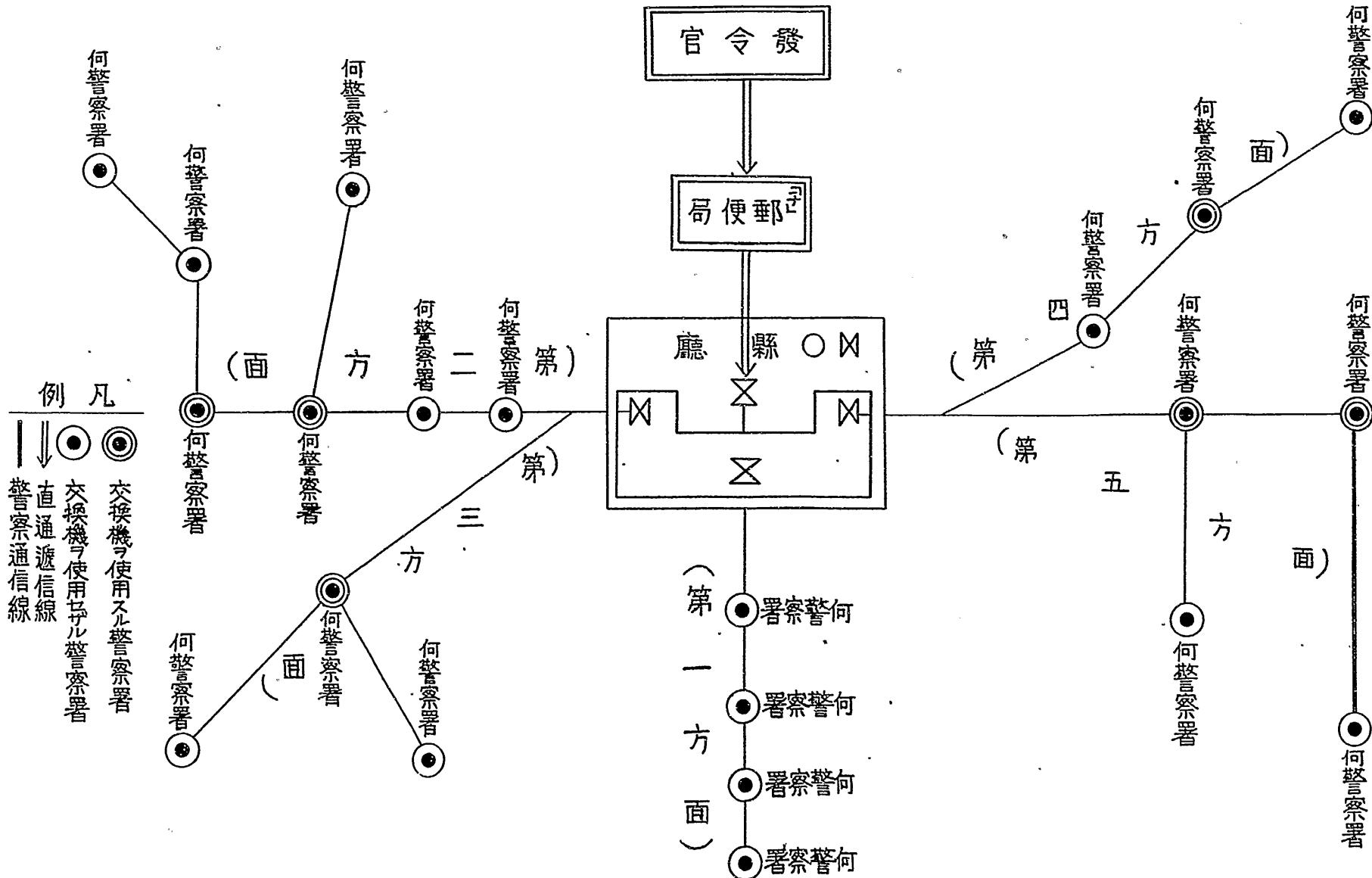
監交本
視換
哨機部
警察電話



註
附圖第一其三乃至其十省略入

防空警報通信網一般圖

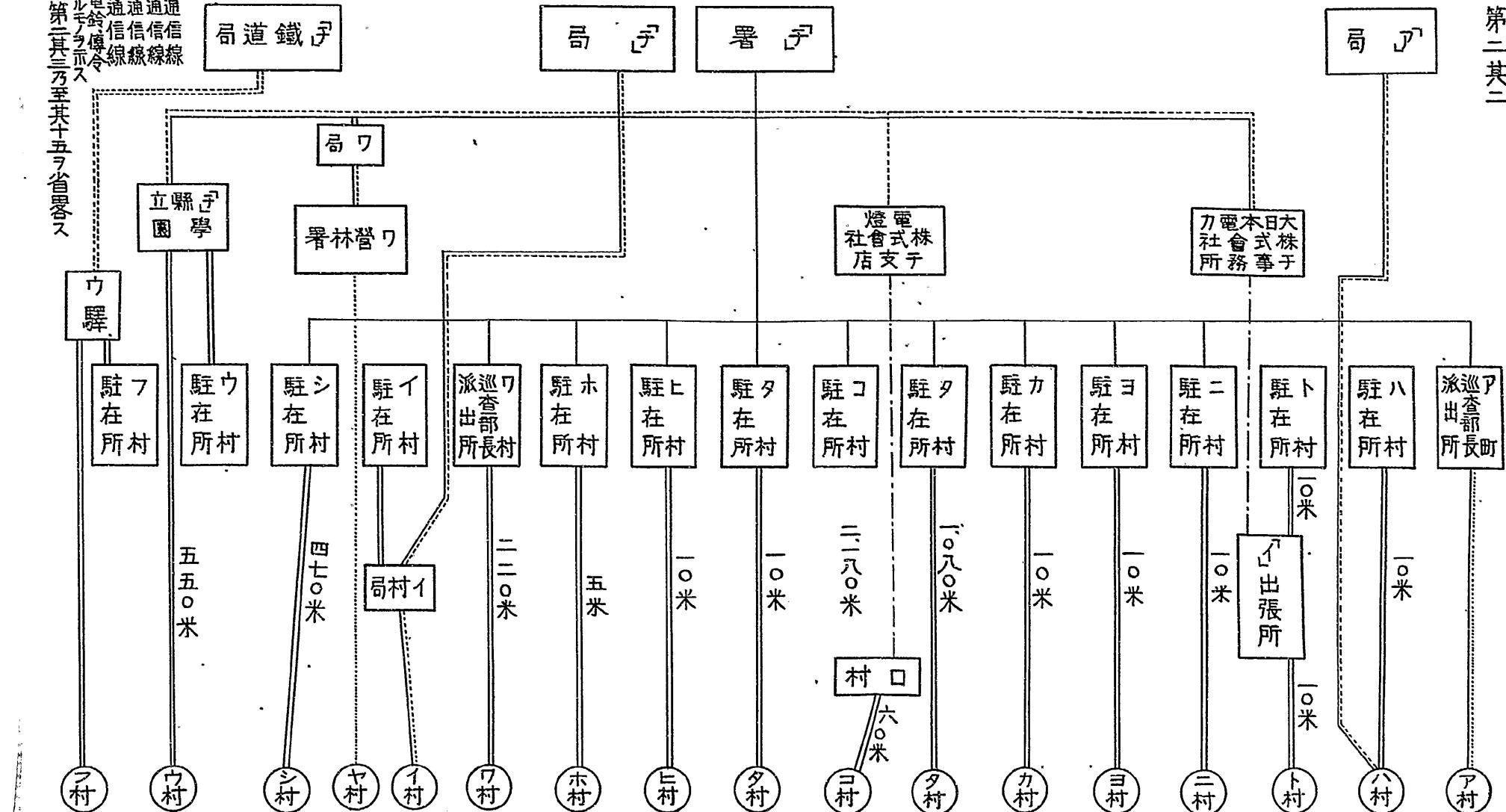
附圖第二其一



警署内管防空報警通信網要圖

備考
凡例
〔私鐵邊警設道信察
〔附圖第二其三至十五省客ス
〔モニテス通電通信傳令線
〔第二其三至十五省客ス
〔ラモニテス至其三至十五省客ス

附圖第二其二



1090

附圖第三

警察通信網圖ヲ簡略ニシタル要圖ニ遞信加入電話又ハ私設電話ヲ利用スルモノヲ増補シテ連絡スキ箇所ヲ明確ニシテ示ス府縣一般圖ニ記入スルヲ便トス

例示ヲ省略ス

0602

其四 市町村永年防空計畫設定要領

計画の要旨

一、市町村の防空計画書は府県のものよりも一層具體的細密に計画して直に市町村の防空機關や市町村民の實行に移し得るものであらねばならぬ、然し人事、經費其の他の關係に依りて已むを得ず計畫し難いものは別途に其の腹案を準備し事情許すに至らば直に實行に移し得るやうにせねばならぬ。

大都市のものは概ね府縣のものに準じて市全般の防空計画書を作り且區長にて作る計画書（防空業務書と稱すること）の準據を示し自ら實行するものは直接具體的に計画するに至るものである、此の際區長の作る計画は前項一般市町村の計画に準すれば宜しいのである。

市町村の永年防空計画書は以上の要領と別冊府縣永年防空計画設定の趣旨に依り永年的事項を定め且年度計画書の基準を示す様に設定するのである。

二、市町村の防空計画書は府縣の防空計画書と併用しなくとも防空を實施し得る様に府縣防空計画書中市町村に必要な事項は其の市町村に適合する如く補正補備し又は事柄に依りては其の儘計画書に載せて置く必要がある。

三、計画すべき防空事項は府縣計画書のものと同要領にて差支ない。
但し其の市町村に必要のない項目は省略して差支はないのである。

市町村永年防空計畫範例

○市永年防空計畫書

第一編 總則

第一條 本計畫書ハ○縣永年防空計畫書ニ基キ○市ニ於ケル防空ノ實施ニ關スル手續要領並に防空

實施ニ必要ナル設備及資材ノ整備ニ付永年の事項ヲ定ムルモノトス

防空實施ニ方リテハ本計畫書ニ定ムルモノヲ除クノ外防空關係法規及年度○市防空計畫書ノ定ムル所ニ依ル

第二條 市長ハ○警察署長ト協力シ防空地區長、町會長、家庭防空群長及市民ヲ指導又ハ指揮シ警察ニ屬セザル事項ニ關シ○市警防團ニ指示ヲ與ヘテ○市ノ防空ヲ實施シ且警察署長ト協議シテ○市ノ防空設備及資材ヲ整備ス

○警察署長ハ○市警防團ヲ指揮シテ○市ノ防空ニ從事シ且防空ニ關シ町會長以下市民ヲ指導監督ス

市長ハ市ノ防空全般ニ關シ知事ノ指揮監督ヲ受クルモノトス

右の如く市關係の防空上の職責關係を明らかにするを必要とする又本條に示さないが大都市の市長にありては區長及市の防護團體を指揮して市の防空を行ひ、區長は警察署長と協力し區防護團體を指揮して一般の市長と略々同様に防空を實施するものである、大なる市にありては市長は市内各警察署長と協議して市全般の防護を統制する必要がある。

又大都市にあつては府縣防空計畫設定の要領に於て述べたると同趣旨に依り區長に防空業務書を設定すべき件及之が準據に關し示すことが必要である。

第三條 省 略

縣永年防空計畫書(以下縣永計と略稱す)第六條に準し防空の年度及年度計畫書の準據に關し示すこと。

第四條 市ノ管理スル營造物ニ關スル防空ニ付テハ市役所ニアリテハ庶務課長、學校ニアリテハ學校長其ノ他ノ施設ニアリテハ當該施設ノ長ハ直接防護ノ計畫書ヲ設定シ二月末迄ニ其ノ計畫書ヲ市長ニ報告スルモノトス

前項ノ各營造物ノ區域ヲ市特別防護區、其ノ關係長ヲ市特別防護區長ト稱ス

市特別防護區長防空實施ノ爲警防團ノ援助ヲ要スルトキハ豫メ市長ニ報告シ警察署長ト協議シテ之ガ援助ヲ受クル如ク計畫スルモノトス

市特別防護區及同區長ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ指定ス

第五條 市内ニ在ル工場、學校、事業場其ノ他ニシテ左ノ標準ノモノハ特設防護區トシテ概々獨立シテ防護ヲ實施シ得ル如ク直接防護ノ計畫ヲ設定シテ毎年二月末日迄ニ計畫書ヲ市長及警察署長ニ報告又ハ通報スルモノトス

- 一、概々五十名以上ノ從業員ヲ有スル工場、事業場、會社、銀行、商店等
- 二、病床數三十以上ヲ有スル診療所
- 三、定員五百人以上ノ興行場及集會場
- 四、三百人以上ノ生徒、兒童ヲ有スル學校
- 五、五十室以上ノ「アパート」
- 六、其ノ他前各號ニ準ズルモノトス

特設防護區及同區長ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ指定ス

第一編 防空方針

第六條 ○市ノ防空方針左ノ如シ

○市ハ縣ノ中権都市且軍事施設及重要國防資源並ニ△△ノ所在地ナルガ故ニ直接空襲ヲ受クル虞アルニ鑑メ燈火管制及防火ヲ主トシテ其ノ他ノ被害克服ニ關スル處置ヲ從トシテ防空ヲ行フ、防護ノ地區ハ其ノ重點ヲ〇〇ノ地區ニ置ク

第七條 ○市ノ防空充備ノ爲ノ重點及緩急順序概ネ左ノ如シ

- 一、防空警報ノ傳達
- 二、燈火管制
- 三、防護
- 四、救護
- 五、防彈及防毒

第三編 防 空 實 施

第一章 通 則

九二

第八條 省 略

縣永計第十二條に準じ市の防空實施開始、手順、終止の一般要領を示し尙次の項を加ふること

防空實施各時機ニ於ケル一般市民ノ爲スベキ處置附表第一ノ如シ

第九條 市ハ防空實施ノ適確ヲ期スル爲市域ヲ六防空地區ニ區分シテ市長統制ノ下ニ各地區毎ニ警

防分團ト協力シテ概ね獨立シテ防空ヲ實施セシム、防空地區ノ區分及區域等附圖第一ノ如シ

前項防空地區内ニ於テ更ニ市特別防護區及特設防護區毎ニ概ね獨立シ又ハ警防團ノ援助ヲ受ケテ

防護ヲ實施セシム

附圖第一、省 略

市内圖に境界を明瞭にし要すれば河川、鐵道、主要建物、施設等を記入して色別に依り記入す
尙圖の一隅に次の如き表を附して明にす。

地 區 名	地 區 内 町 會 名	地 域	摘 要
○市 内 防 空 地 區 區 分 表			

			第一防空地區
		ロイ	町町
		會會	イ町一丁目二丁目
		何番地ヨリ何番地	三丁目四丁目
(以下省略)			家庭防空群第一乃至第三十

第十條 各防空地區ニハ防空地圖長一名ヲ置キ警防分團ト協力シ地圖内防空ヲ統制指導シ且防空ニ

關スル市長ノ通達ヲ地區内各町會ニ通知セシムルモノトス

防空地圖長ハ通常警防團分團長ニ之ヲ委嘱ス但シ第六防空地區(港灣)長ハ港灣部長ニ當ル

防空地圖長及其ノ位置ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

市町村の防空を實施する爲には數箇の防空地區に區分して市町村長統制の下に地區毎に概ね獨立して防空を行はしめるのが適當である防空地區の區分は古くは大体の町二つ一二三つ四つ五つ六七个である。

大都市にあつては區毎に防空を行はしめ區は更に前項の如く防空地區に區分するものである。

防空地圖の内部にあつても更に市特別防護區及特設防護區毎に概ね獨立して又は警防團の援助を受けて防護を行ふものである。従つて是等に關する條規を必要とするのである。

第十一條 ○市警防團ハ警察署長ノ指揮又ハ市長ノ指示（警察消防ニ關セザル事項）ヲ受ケ○市ノ防空ニ從事ス

○市警防團ニ關シテハ○市警防團規定ニ依ル

第十二條 市長ハ防空地圖長、町會長ヲ通シ家庭防空群及市民ヲ指導シテ防空ヲ實施ス
町會長ハ市長ノ指揮ヲ受ケ且防空地圖長ノ統制指導ヲ受ケ町會内家庭防空群及町會内市民ノ防空ヲ指導ス

家庭防空群長ハ町會長ノ指示ヲ受ケテ防空群内各戸ノ防空ヲ指導ス

防空地圖長、町會長等ハ防空業務達成ノ爲青年團員又ハ防空協會員ノ援助ヲ受クルコトヲ得
警察署長ハ市民ノ防空ヲ監督指導シ且市長ト協議シ警防團ヲシテ町會以下ノ防空ノ一部ヲ指導セシム

家庭防空群ノ組織行動等ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

尙大都市にあつては警防團は擔任の防空に從事すると共に市防衛團は市長の指揮を受け擔任の防空に從事す而して實際活動の細部は區長に於て指揮し前項一般市に準じて行ふものである。

第十三條 市長ハ防空實施開始命令又ハ準備ノ通知ヲ受クレバ○市防空指揮機關トシテ防空本部ヲ設ケ市ノ防空全般ノ業務ヲ行ハシム

市防空本部ノ組織ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十四條 市長ハ知事ヨリ防空實施開始ノ命令ヲ受領シタルトキハ直ニ市役所ニ市吏員全部ヲ集メテ之ヲ通達シテ防空業務ノ開始ヲ命ジ必要ナル訓示ヲ與フルト共ニ電話又ハ文書ヲ以テ各防空地區長、町會長、市特別防護區長、特設防護區長其ノ他年度計畫書ニ依リ指定スル者ヲ集メテ之ヲ通達スルモノトス

市長ヨリ通達ヲ受クタル前項ノ各長ハ直チニ所管ニ從ヒ市民ニ口頭又ハ文書ヲ以テ傳達スルモノトス

尙大都市にあつては市長は區長に通達し區長も亦一般市長に準じて行ふものである。

第十五條 省 詳

縣永計第十四條に準じ防空實施開始前に於ける準備通知の件を定むること

第十六條 省 詳

縣永計第十七條に準じ市所屬の營造物（例へば貯水池等）にして他の市町村内にある場合の防空要領を定めること。

以上の外通則には大都市に於ける防衛團の呼集方法、呼集人員、配置要領等の基準を區長に示し又

區長は其の細部の方法を計畫して置く必要がある、一般市町村長にして警防團の呼集、配置等に關し警察署長より依頼せられたる時又は急を要する時は之が呼集をなす様に計畫する必要がある。

第二章 防 空 監 視

第十七條 防空監視隊ハ警察署長ノ指揮ヲ受ケ〇縣防空監視隊服務規程ニ依リ服務ス

監視隊ノ位置、名稱、番號及所屬區分等ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ示ス

第十八條 ○市ニ於ケル防空監視隊ノ要員差出標準附表第二ノ如シ

第十九條 市長ハ監視哨呼集ノ爲附表第三其ノ一様式ノ監視隊員呼集狀及其ノ二様式ノ名簿ヲ準備ス

市長ハ防空監視隊配置の通知ヲ受ケタルトキハ前項ノ名簿ニ依リ呼集狀ニ所要ノ記入ヲ爲シ監視哨ヲ呼集シテ所定ノ時間ニ配置ニ就カシム、配置終リタルトキハ直ニ其ノ旨電話ヲ以テ警察署長ニ通知ス

已ムコトヲ得ザル事由ニ依リ所定ノ時間ニ配置ニ就キ得ザルトキハ豫メ教育セル市役所吏員其ノ他ノ代員ヲシテ應急監視ヲ爲サシムルモノトス

監視哨ニ要スル雜用具ノ差出及配置時間ニ關シテハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

市町村長は防空監視哨が當該地に配置されて隊員の呼集、應急監視等を依託せられ或は監視隊本部及監視哨の雜用具の差出の協議を受けた時は之が細部に關して計畫して置く必要がある之が爲には隊員の名簿を備付け其の異動を調査して置くことが肝要である。

第三章 防 空 通 信

第二十條 省 略

縣永計第三十一條に準じ防空通信の意義を示すこと。

第二十一條 省 略

縣永計第三十四條に準じ通信の優先取扱順序を示すこと。

第二十二條 省 略

縣永計第三十三條に準じ市の通信に關する方針を示すこと。

第二十三條 ○市ノ防空警報通信系統附表第四ノ如シ

其ノ細部ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第二十四 ○市ノ防空連絡通信系統附表第五ノ如シ

其ノ細部ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 市ノ防空通信取扱要領ハ別ニ定ムル所ニ依ル

別冊省略、縣に於て定むるものに準す。

第二十六條 防空通信各機關ニハ通信連絡ノ爲送受ノ責任者ヲ定メ常時通信ニ遺憾ナカラシム

第二十七條 省 路

縣永計第三十七條に準じ防空通信施設破壊又は故障の際に於ける處置の大要を定むること。

第四章 防 空 警 報 ノ 傳 達

第二十八條 省 路

縣永計第三十八條に準じ市に關する防空警報發令官（又は傳達官）警報傳達の地區名を明にして置くこと。

第二十九條 市民ニ對スル防空警報ノ傳達ニ於テハ特ニ何々方面（註軍事施設附近）及何々方面（註繁華街）。何々方面（註市の郊外にして傳達遅るる虞ある所）ニ對シ之カ確實迅速ヲ期ス

一般市民ヘノ傳達手段ハ「サイレン」ニ依ルヲ主トシ警鐘其ノ他ニ依ルヲ從トス

第三十條 省 路

縣永計第四十條に準じ防空警報の傳達系統を定むること。

第三十一條 省 路

縣永計第四十一條に準じ警報傳達手段を定むること。

前二條は永年計畫には骨子のみとし細部は年度毎に定めるのが適當である。

第三十二條 省 路

縣永計第四十二條に準じ電話口頭又は掲示を以て警報を傳達する際の用語の件を定め置くこと。

第三十三條 省 路

縣永計第四十五條に準じ各方面より警報を受領せる際の依るべき基準等に關し定めて置くこと。

第三十三條 市ニ於ケル防空警報ノ傳達ハ左ノ要領ニ依ルモノトス

一、市 長

警報ヲ受領スルヤ直ニ第三十條及第三十一條ニ依リ警報ヲ傳達ス、市役所ニ於ケル警報送受ノ責任者ハ防衛課長トス

二、防空地區長

警報ヲ受領スルヤ警察署長トノ協議ニ基キ警報班ヲシテ擔任地域ヲ區分シテ警鐘ヲ以テ傳フル
カ或ハ口頭「メガホン」ヲ以テ傳達セシメ地區内全般ニ徹底セシム

沿岸ノ船舶、航路標識ニ對シテハ所定ノ標示信號ヲ以テ傳達セシム

三、直接警報受領者

市長、警察署長、防空地區長ヨリ直接警報ヲ受領スルヤ豫メ準備セル手段ニ依リ當該防護区内
全般ニ警報ヲ傳達ス

四、特定又ハ特別警報受領者

知事又ハ所定ノ機關ヨリ警報ヲ受領スルヤ直ニ豫メ準備セル手段ニ依リ當該地區内ニ警報ヲ傳
達シ且市内ニ未ダ警報到着シ非ザルトキハ直ニ市長又ハ警察署長ニ通報ス

前項市長ニ關係スル細部ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム、其ノ他ノ各長ハ警報送受ノ責任者ヲ定メ
テ市長ニ報告スルト共ニ傳達細部ノ計畫ヲ爲シ置クモノトス

尙大都市にありては市長は市吏員、區長及直接警報受領者に傳達する要領を定めると共に區長
をして前項の要領にて傳達を行はしめる如く計畫の準據を與へることが必要である又防衛團の
警報班の使用法の基準を示して置くの要がある。

第三十四條 港灣及沿岸ノ船舶及航路標識ニ對スル警報傳達ハ左ノ要領ニ依ルモノトス

一、○港内

第**六**防空地區長（港灣部長）ハ警報ヲ受領スルヤ直ニ所定ノ位置ニ標示信號ヲ爲シ又ハ同時ニ「サイレン」ヲ吹鳴シテ傳達ス

二、沿岸地區海面

擔任防空地區長ハ前號ニ準ジテ傳達スルト共ニ豫メ示シタル所ニ依リ汽笛ヲ有スル船舶及無線機ヲ有スル船舶ヲシテ陸上ヨリ警報ヲ受領スルヤ直ニ自ラ所定ノ信號ニ依リ他ニ傳達セシム

三、何村水道貯水池

水道出張所長ハ市長ヨリ電話ヲ以テ警報ヲ受領スルカ又ハ所在村長ヨリ通報ヲ受クルヤ直ニ傳令ニ依リ又ハ「サイレン」ヲ吹鳴シテ管内ニ傳達スルト共ニ所在村民未ダ警報ヲ受ケザルトキハ之ニ傳達スルモノトス

第五章 燈火管制

第三十五條 省 路

縣永計第四十六條に準じ燈火管制實施の依るべき規定を示すこと。

第三十六條 省 路

縣永計第四十七條に準じ甲乙程度の區分を示すこと。

第三十七條 市ノ燈火管制、ハ空襲管制ヲ限ナク最モ迅速且確實ニ所定ノ如ク行フヲ主眼トス

第三十八條 省 路

縣永計第五十一條に準じ燈火管制の開始、終止時刻の標準を定むること。

第三十九條 市長ハ防空地區長、各防護區長、町會長ヲ通ジテ市ノ燈火管制ヲ實施シ且之ガ指導ヲ爲ス

防空地區長ハ警察署長トノ協議ニ基キ燈火管制班ヲシテ當該地區内ノ公共用燈火ヲ管制セシムルト共ニ一般燈火ノ管制ヲ指導スベシ、其ノ要領ノ細部ハ年度毎ニ之ヲ示ス

各防護區長ハ區内ノ燈火管制ヲ實施シ且點檢シテ之ヲ確實ヲ期スベシ

町會長ハ家庭防空群長ヲ通ジテ各戸ノ燈火管制ノ徹底ヲ期スベシ

警察署長ハ市内一般ノ燈火管制ヲ監督指導ス

第四十條 省 路

縣永計第五十二條に準じ市内全般又は局地毎に狀況に依り統一的に管制を實施する件を定むること。

統一管制の具體的事項に關しては年度計畫書に於て定むるを可とす

第四十一条 省 路

縣永計第五十三條に準じ燈火管制中燈火使用に關する特例の許可又は認可を受くる要領を定むること。

第四十二条 省 路

縣永計第五十四條に準じ警戒管制中殘置すべき街路燈火の基準及處置を示すこと、其の具體的位置管制擔任者は年度計畫書に於て示すのが適當である、其の管制實施擔任は防空地區長とすること。

第六章 消 防

第四十三条 省 路

縣永計第五十五條に準じ市の防空消防實施の方針、特に市内の防火の重點を定めて置くこと。

第四十四条 省 路

縣永計第五十六條に準じ防空消防の要領を示して置くこと。

第四十五條 市長ハ防空地區長、防護區長、町會長、家庭防空群長ヲ通ジテ主トシテ家庭防火ヲ指導シ且急ラ要スルトキハ防火班及消防班ニ指示ヲ與ヘ警察署長ト協力シテ○市ノ消防ヲ實施スルモノトス

警防團ノ防火班及消防班ハ警察署長ノ指揮ヲ以テ防火及火災防衛ニ任ズルモノトス

尙大都市にあつては更に區長の計畫する爲必要なる準據を與ヘ、區長は前項に準じて警察署長と協力して消防を實施すべきものである。

第四十六條 市長ハ警察署長ノ協議ニ基キ各防空地區ニ防火班及消防班ノ要員ヲ差出シ各家庭防空群ヘノ應援及擔任區域ノ火災防衛ニ便ナル如ク配置スルト同時ニ防空消防ノ方針ニ基キ消防機關ノ配置ヲ顧慮シテ消防資材ヲ整ヘ給水設備ヲ爲ス、之ガ爲防空地區長ハ地區内ノ消防ニ關シ細部ノ計畫ヲ爲スト共ニ必要ナル意見ヲ市長ニ具申シテ消防ヲ實施スルモノトス

前項具體的配置ニ關シテハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第四十七條 防空實施ニ方リテハ市長ノ指示ニ依リ防空地區長、町會長、家庭防空群長ハ左ノ事項ヲ各戸ニ對シ指導點檢スルト共ニ自ラモ各區域内ニ之ヲ整備ス

- 一、貯水（容積四斗以上）
- 二、井戸、池泉ノ築造

三、防火「バケツ」水道「ホース」ノ準備

四、軽便消火器又ハ非常用小型手押「ポンプ」

五、防火用砂（容積一斗以上）

前項徹底ノ爲防火班及消防班ヲ利用スルノ外要スレバ青年團員又ハ防空協會員ヲ使用ス

尙大都市にあつては市長は全般を統制し區長をして前項の事項を行はしむるのが宜しい。

第四十八條 省略

縣永計第六十條に準じ市長は警察署長と協議して危険物大量を貯蔵するものに對する處置を定むること。

第四十九條 省略

縣永計第六十一條に準じ市民の瓦斯使用停止に關する事項を定むること。

以上の二條のこととは主として防空地區毎に指導せしむるのが宜しい。

第七章 警護及防護監視

第五十條 省略

縣永計第六十三條第一項ニ準じ警護の目的、要領を定むること、尙次の如き一項を加へること。

と。

市ハ何々地區（縣廳附近市ノ中心地）ノ警護ニ重點ヲ置キ警察署長ヲ援助シ又ハ之ニ協力ス
第五十一條 市長ハ防空地區毎ニ警護班ノ要員ヲ差出シ警察署長ヲ援助スルト共ニ市民全般ニ警戒
ヲ嚴ナラシムル如ク指導ス

第五十二條 ○市ニ於ケル要警護物件ノ所在ハ附表第六及附圖第二ノ如シ

附圖第二省略

市内地圖上に位置を記入し名稱番地等を註記すること。

第五十三條 省 記

縣永計第六十八條に準じ防護監視の目的、機關、方針を定むること。

第五十四條 省 記

縣永計第六十九條に準じ防護監視の設置場所時期に關し定むること尙ほ次の如き一項を加へて防護監視を配置する個所を規定するを要する。

市内ニテ防護監視哨配置ヲ指定スルモノ附表第七附圖第三ノ如シ

附圖第三省略

第五十五條 市ノ防護監視ハ〇警察署長之ガ全般ヲ指導統制シ市長ハ之ニ協力ス

市特別防護區及特設防護區ニ於テハ當該防護區長防護監視哨ヲ設置シテ之ヲ指揮シ、其ノ他ノ市内ニ於テハ防空地區長ハ警察署長ト協議シテ警護班ヲ以テ之ヲ設置シ警防團分團長之ヲ指揮スルモノトス

各家庭ニテ行フ對空見張ハ家庭防空擔任者之ヲ設クルモノトス

第五十六條 省 略

縣永計第七十一條に準じ監視哨の服務要領を定むること。

第五十七條 防護監視哨ノ設備資材及通信連絡ハ概不左ニ準據シ設置者ニ於テ細部ヲ計畫準備スル

モノトス

一、設備資材

(イ) 位置ノ安定設備、昇降設備

(ロ) 地 圖

(ハ) 方向指示板

(二) 望 遠 鏡

(ホ) 要スレバ遮蔽防弾ノ裝置
 次號ノ通信連絡用具

(ト) 其他必要ナルモノ

二、通信連絡

電話、傳聲管、「メガホン」、傳令、視號通信器、手旗、電鈴等

第五十八條 省 略

縣永計第七十二條に準じ防護警報の種別及之を發する者を定むること。

第五十九條 省 略

縣永計第七十三條に準じ防護警報の傳達方法を定めて置くこと。

尙大都市にあつては市直接に行ふものの外は準據を示して區長をして行はしめるのが宜しい。

第八章 防毒及救護

第六十條 省 略

縣永計第七十四條に準じ市町村に於ける防毒及救護の方針を定めて置くこと。

第六十一条 市ハ防空實施ニ方リ救護所ノ開設ヲ準備シ空襲警報間之ヲ開設シ空襲ノ被害ヲ受クルヤ其ノ負傷者又ハ瓦斯患者ヲ收容治療スルモノトス

第六十二条 市長ハ防空地區毎ニ救護所ヲ設ケ且防空地區長、町會長ヲ通ジテ市民ノ應急防毒、家庭防毒及救急法ヲ指導スルト共ニ警察署長ニ協議シ防毒班及救護班ニ指示シテ防毒及救護ノ活動ヲ爲サシム

防空地區長、町會長ハ市長ノ指示ヲ受ケ家庭防空群ヲ通ジテ管内市民ノ防毒及救急ヲ指導ス
警察署長ハ防毒班及救護班ヲ指揮シ市長ニ協力シテ防毒及救護ヲ實施ス

第六十三条 市ハ各防空地區毎ニ概不附表第八ノ如ク救護所、防護所ヲ設置シ且警察署長ト協議シ防毒班、救護班ヲ配置ス

防護所及救護所ノ位置ハ道路ノ交叉點等市内主要箇所ニ之ヲ標示シ其ノ入口ニ所定ノ標識ヲ附スルモノトス

前項設置及配置場所並ニ擔任區域等ハ年度計畫書ニ於テ之ヲ定ム

第六十四条 省 路

縣永計第七十七條に準じ防毒救護の爲建物の供用及特殊技能者の防空從事に關して定めて置くこと但し具體的事項は年度計畫書に於て之を定めるのが宜しい。

第六十五條 省 略

一一〇

縣永計第七十八條に準じ瓦斯哨設置の要領及撒毒地帯の標示等に關し定めて置くこと但し其の設置場所は年度計畫書にて示すのが宜しい。

尚防毒及救護は大都市にありては市長に於て全般の指揮指導を爲すと共に區長に進據を示し、區長は前諸項に準じて警察署長と協議協力し實施する様に計畫するのが適當である。

第九章 避難及防彈

第六十六條 省 略

第六十七條 省 略

第六十八條 省 略

以上の三條には縣永計第八十一條、第八十二條、第八十三條に準じ市の避難及防彈に關する方針、指揮關係及避難所の設置、管理及從事機關を示して置くこと、其の設置場所擔任區域等は年度計畫書にて示すのが宜しい。

第六十九條 省 略

第七十條 省 略

以上の二條には縣永計第八十四條及第八十五條に準じ防彈に關する要領、特に防彈設備を行ふ命令關係及一般通行者の待避に就き定めて置くこと。尙大都市に於ける避難及防彈は市長に於て指導し區長に於て警察署長と協議し直接指導及設備を爲す如く計畫するのが適當である。

第十章 交通整理並に音響及交通制限

第七十一條 省 略

第七十二條 省 略

第七十三條 省 略

第七十四條 省 略

第七十五條 省 略

以上の五條には縣永計第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條及第九十四條に準じ防空實施に方り市民を指導する爲の準據を與へる程度に縣の實施要領を市に適用して計畫を示せば宜しいのである、而して實際的に交通

を整理又は制限すべき場所、迂廻路、標示地點等に關しては年度計畫書に於て定めるのが適當である。

一一一

第十一章 配給工作及偽裝遮蔽

第七十六條 市ニ於ケル配給及工作(偽裝遮蔽ヲ含ム以下同ジ)ハ物資ノ調査及準備ヲ周到ニシ之ニ基キ機ヲ失セゼ物資材料ノ分配及各種工作ヲ行フヲ主眼トス、而シテ輕易ナル事項ハ防空地區每ニ之ヲ行ハシムルモ稍々大量ノ配給及大ナル作業竝ニ市所屬ノ營造物ニ對スル工作ハ市ニ於テ之ヲ行フ

市長ハ警察署長ト協議シ防空地區長ヲ通ジテ配給班、工作班ニ指示シテ配給工作ヲ行ハシム
警察署長ハ配給及工作班全般ノ指揮及市民ノ指導監督ヲ行フ

第七十七條 省 謹

縣永計第九十七條に準じ市の配給の要領及準備計畫に關し定めて置くこと、配給班の具體的配置に就ては年度計畫書に於て示すのが適當である。尙次の如き一項を設くる必要がある。

各防空地區ニ於ケル配給班ノ配置及配給物資準備ノ基準ハ附表第九ノ如シ

第七十八條 市長ハ防空實施ニ方リ市ノ從業員ヲ以テ概ね左ノ事項ヲ直接工作セシム、各關係課長

ハ別ニ定ムル所ニ依リ之ガ工作ノ計畫ヲ爲スモノトス

一、市ノ重要營造物ノ建築關係ノ補強、偽裝及復舊ノ工作

二、電氣施設ノ偽裝遮蔽及復舊工作

三、水道施設ノ偽裝遮蔽及復舊ノ工作

四、市ノ警報及通信機關ノ復舊ノ工作

五、瓦斯施設ノ防護、偽裝及復舊ノ工作

六、道路橋梁等大作業ヲ要スル土木關係ノ復舊工作

防空地區ノ各工作班ハ概ネ左ノ事項ニ付キ地區毎ニ工作ヲ行フモノトス

一、被破壞物ノ除去

二、危險物ノ除去

三、交通阻害物ノ除去

四、其ノ他前項ノ工作ノ應急的處置及市直接工作ノ援助

第七十九條 省 略

縣永計第九十八條に準じ市長は主要なる工作の準備に關し定めて置くこと。
尙大都市にあつては配給工作は市役所及區役所の重要な業務であつて各役所内に之等に關す

一一四

る業務の要領を特別に定めて主として主管の局課の従事員をして活動せしめる事になり市長は區長に對して其の準據を示して區長をして直接行はしめる様に計畫して置くべきものである。

第四編 設備及資材ノ整備

第八十條 ○市ノ防空設備及資材ノ整備ノ方針左ノ如シ

昭和十六年度末迄ニ防空上緊急ノ設備資材ヲ一應整備シ急ヲ要セザルモノハ財政ノ餘裕ヲ見テ漸次之ヲ行フ

整備ノ重點ヲ警報傳達、防空通信燈火管制並ニ防火ニ置ク、各設備資材整備ノ一般要領ハ附表第十ノ如シ

各防空地區長、町會長等ハ前二項ニ準據シテ町内各戸ヲ指導スルモノトス

市町村に於ける防空設備の一般方針及要領を定めて置く必要がある、而して警防團の防空活動に關係することが多いから豫め縣の主任者と打合せ且警察署長と協議を遂げる必要があり又主要なる市にあつては陸海軍防空擔任官の防衛上の要望を十分に聽取して立案するが肝要である。

第八十一条 防空監視ニ關スル設備資材ノ整備ハ縣ニ於テ擔任スル所ナルモ市内ニ設置スルモノニ
對シテハ監視哨舎ノ設備、机、椅子、腰掛、寢具等ノ雜用具ハ知事ノ指示ニ依リ又ハ警察署長ト
協議シテ之ガ整備ニ協力援助スルモノトス

第八十二条 防空通信ニ關スル設備資材ハ概不左ノ如ク整備ス

一、市役所ト各防空地區長、防護區長間ニハ公衆電話ノ連絡ヲ爲シ得ル如クス

二、市役所ト縣廳及警察署間ニ警察通信施設ヲ爲ス如ク促進シ要スレバ市ヨリ費用ノ一部ヲ負擔
ス、已ムヲ得ザルモ防空實施間施設シ得ル準備ヲ整フ

尙大都市にあつては市役所と各區役所間及防空本部と各廳間に市内專用電話線を設備し一齊通
信の施設をなすの要がある、更に市役所と府縣廳及防衛司令部間並に區役所と警察署及消防署
との間にも通信設備が必要である。

第八十三条 防空警報ノ傳達設備資材ハ概不左ノ如ク整備ス

一、「サイレン」ノ件（縣永計第百三條第一號に準ず）

二、前號ノ一齊操作及電線ノ施設

三、警鐘ノ件（副手段として第一號に準じ整備す）

四、防空地區長、防護區長、町會長、家庭防空群長、各警防班詰所ニハ成ルベク公衆電話、「ラヂ

オ」受信機ヲ備付ケシム

一一六

五、海岸五ヶ所ニ海面ニ對スル標示信號機ヲ備へ付ク

六、防護區内ノ警報ノ電鈴其ノ他ノ信號ヲ設備ス

前號第一號乃至第三號及第五號ノ設備豫定位置附圖第四乃至第七ノ如シ

附圖第四乃至第七省略

市内圖に註記するものとす

第八十四條 燈火管制ノ設備資材ハ左ノ如ク整備ス

一、市營造物ニ就テハ防空時常ニ業務ヲ執ル室ハ隠蔽設備ヲ爲シ、其ノ他ハ遮光滅光消燈等ノ主義ニ依リ設備ス、特ニ防空ノ爲業務繁劇ト爲ル室ハ漸次恆久的設備ヲ整フ

二、街路燈ノ殘置燈火省略（縣永計第百四條第三號に準ず）

三、大ナル光量ヲ要スル工場、事業場、商店等ノ管制設備ヲ急設セシメ特ニ防空時就業スルモノニ付速カニ整備ヲ指導ス

四、統一管制ヲ實施セラルルモ事業ニ差支ナキ如ク配線及豫備發電ノ準備ヲ爲サシム

前項第二號殘置燈火ノ豫定位置附圖第八ノ如シ

附圖第八省略

市内圖に註記すれば宜しい。

第八十五條 防空消防ノ設備資材ハ概ね左ノ如ク整備ス

一、水道施設（縣永計第百五條第一號に準ず）

二、自然及人工水利施設（縣永計第百五條第二號に準ず）

三、防火班用の小型「ポンプ」（縣永計第百五條第三號に準ず）

四、各町會、防護區、家庭防空群、家庭等ニ於テ小貯水池、水道「ホース」、輕便ナル消火器ノ備付ヲ指導ス

前項第一乃至第三號各施設ノ豫定位置附圖第九乃至第十一ノ如シ附圖第九乃至第十一省略

市内圖に註記するものとす

第八十六條 防毒及救護ノ設備資材ハ概ね左ノ如ク整備ス

一、防毒面（縣永計第百六條第一號の(1)に準ず）

二、瓦斯檢知器材、消毒器材（縣永計第百六條第一號の(3)に準ず）

三、救護設備（縣永計第百六條第三號に準ず）

四、一般市民の指導（第百六條第一號の(2)に準ず）

第八十七條 避難及防彈ニ關スル設備ハ概ね左ノ如ク整備ス

一、避難ノ爲各防空地區内ニ適當ナル空地又ハ綠地ヲ保有ス

二、大建築物ヲ利用スルモノハ改築又ハ新築ニ際シ避難及防弾ヲ顧慮シテ設備セシメ、其ノ他ノ既設ノモノニ防空實施中應急的ノ設備ヲ爲ス

三、重要施設ノ防弾處置ハ改築又ハ新築ノ際之ヲ顧慮シ防空實施ニ方リ其ノ不十分ナルモノハ應急的ニ工作スルモノトス

四、都市計畫ノ事業ニハ努メテ防空ヲ顧慮シテ綠地及道路ノ設置及道路幅ノ擴張ニ努ム
前項第一號避難用空地ノ豫定附圖第十一ノ如シ

附圖第十一省略

市内圖に註記するものとす

第八十八條 市ニ於テ整備スペキ設備資材ノ豫定計畫ハ附表第十二ノ如シ

第五編 防空計畫設定ノ手續其ノ他

第八十九條 市ノ永年防空計畫書ヲ更新セントスルトキハ通常前年度九月末日迄ニ縣知事ニ報告シテ所要ノ指示ヲ受クルト共ニ十月中關係者ニ通達ス

第九十條 防空計畫書設定ノ手續（縣永計第百十一條に準ず）

第九一條 市ノ各課長、各防空地區長、町會長、家庭防空群長、家庭防空擔任者ハ本計畫書ニ基キ
細部ノ實行復案ヲ樹立スルモノトス

第九二條 防空計畫設定迄ニハ關係陸海軍防空擔任官、他ノ官廳、公署トハ連絡協議ヲ終ルモノ
トス

尙大都市にあつては更に區長に對し計畫の準據を示し詳細なる計畫を區にて設定せしむる如く
手續期日等を示すことが必要である。

第九三條 省 略

縣永計第百十四條に準じ準備書類に關し定むること

附表第一

防空實施各時機ニ於ケル一般市民ノ爲スベキ處置

一、防空實施ノ開始命令アリタル場合ハ概不左ノ處置ヲナスコト

1. 警報ノ受領困難又ハ不徹底ノ虞アル場所ニ居住スル者ハ警報受領ノ方法ヲ講ジ置クコト
2. 不在又ハ外出等ノ際ハ不時ノ警戒警報ニ應ジ得ル處置ヲ爲シ置クコト
3. 警報ヲ受領シタル場合ハ速カニ近隣ニ通知シ相互ニ連絡ヲ緊密ニスル準備ヲ整ヘルコト
4. 燃火管制用具ヲ點検シ警戒警報ニ應シ直ニ管制シ得ルノ準備ヲ整ヘルコト
5. 應用照明用具（懷中電燈提灯等）ヲ準備スルコト
6. 「バケツ」水道栓用「ゴムホース」等ノ消防用具ヲ點検スルコト
7. 貯水槽又ハ貯水池等ニ水ヲ滿シ置クコト
8. 防毒用器具ヲ點検シ置クコト

二、警戒警報發令アリタル場合ハ左ノ處置ヲ爲スコト

1. 減光、遮光、隱蔽等ノ燃火管制ハ規定通正確ニ實施シ且點検スルコト
2. 已ムラ得ザル者ノ外ハ可及的外出ヲ爲サスコト
3. 警戒警報發令ヨリ同解除マデハ所要ノ管制裝置ヲ繼續シテ置クコト
4. 防火器具ヲ點検シ服装ヲ準備スルコト

5. 「バケツ」、貯水槽其ノ他貯水シ得ルモノニハ可及的水ヲ満タシ置クコト
 6. 天井裏、屋根直下ノ室、押入等ノ可燃物ヲ整理スルコト
 7. 油類其ノ他ノ危険物等ハ防火上安全ナル措置ヲ爲スコト
 8. 木造二階建以上ノ家屋ニ在リテハ可及的二階以上ニモ水槽ヲ準備スルコト
 9. 不在外出又ハ就寝等ニ際シテハ不時ノ空襲警報ニ應ジ得ル様準備シ置クコト
- 三、空襲警報發令アリタル場合ハ左ノ通措置スルコト
1. 燐火ノ管制ヲ定メラレタル通迅速確實ニ實施シ且點検スルコト
 2. 自衛防空ノ精神ニ則リ各自ガ建物毎ニ防護スルコト
 3. 家庭防空擔任者ハ活動ニ便ナル輕装ヲ爲シ防毒用具（應急ノモノヲ含ム）ヲ裝着シテ見張ニ就クト共ニ老幼病者ハ家屋内ノ可及的安全ナル場所ニ置キ其ノ他ハ直ニ家ノ防火ヲナシ得ル準備ヲ整ヘルコト
 4. 家庭防空群内相互ニ連絡スルコト
 5. 空襲警報發令ヨリ同解除後三十分ニ至ル迄ノ間ハ瓦斯ノ使用ヲ休止シ確實ニ瓦斯栓ヲ閉メ其ノ他火氣ノ始末ヲスルコト
 6. 歩行者及一般車馬ハ空襲ノ危険アル場合ハ直ニ近クノ掩護物下ニ待避スルカ又ハ疎開停止スルコト
 7. 交通ハ官憲及警防團體ノ指示ニ從フコト

9890

附表第二

○市防空監視隊本部及監視哨要員差出表

一一一

名稱		配 置		甲	配 置	乙	配 置	丙	配 置
監 視 哨	對 監 空 連 絡 班 部	長	副 長	(本 (哨) 員部	計	長	副 長	(本 (哨) 員部	計
一	一	一	一			一	一	一	一
一		一	一			三	一	九	二
六	三	一五	一七			八	四	二	一
八	四	一七	一			一	一	一	一
一		一	一			六	三	九	二
一		一	一			八	四	二	一
六		九	一			一		一	一
八		二	一			六		六	一
一						八		八	一
六									一
八									一
勤務間ノミ		摘要							

備考 本要員ハ一日分ノ人員ニシテ對空連絡班以外ハ三交代トシ

甲配置要員トシテ監視隊本部五五監視哨二四計七九名トス

附表第三共ノ一

防空監視哨呼集狀

氏名 所住

年齢 職業

右防空監視隊配置ノ命令アリシニ付

月 日 午時 分迄ニ所定ノ服

裝ヲ整ヘ〇〇ニ到著スペシ

昭和 年 月 日 午 時

〇市長 何

某印

4370

附表第三共二

一一四

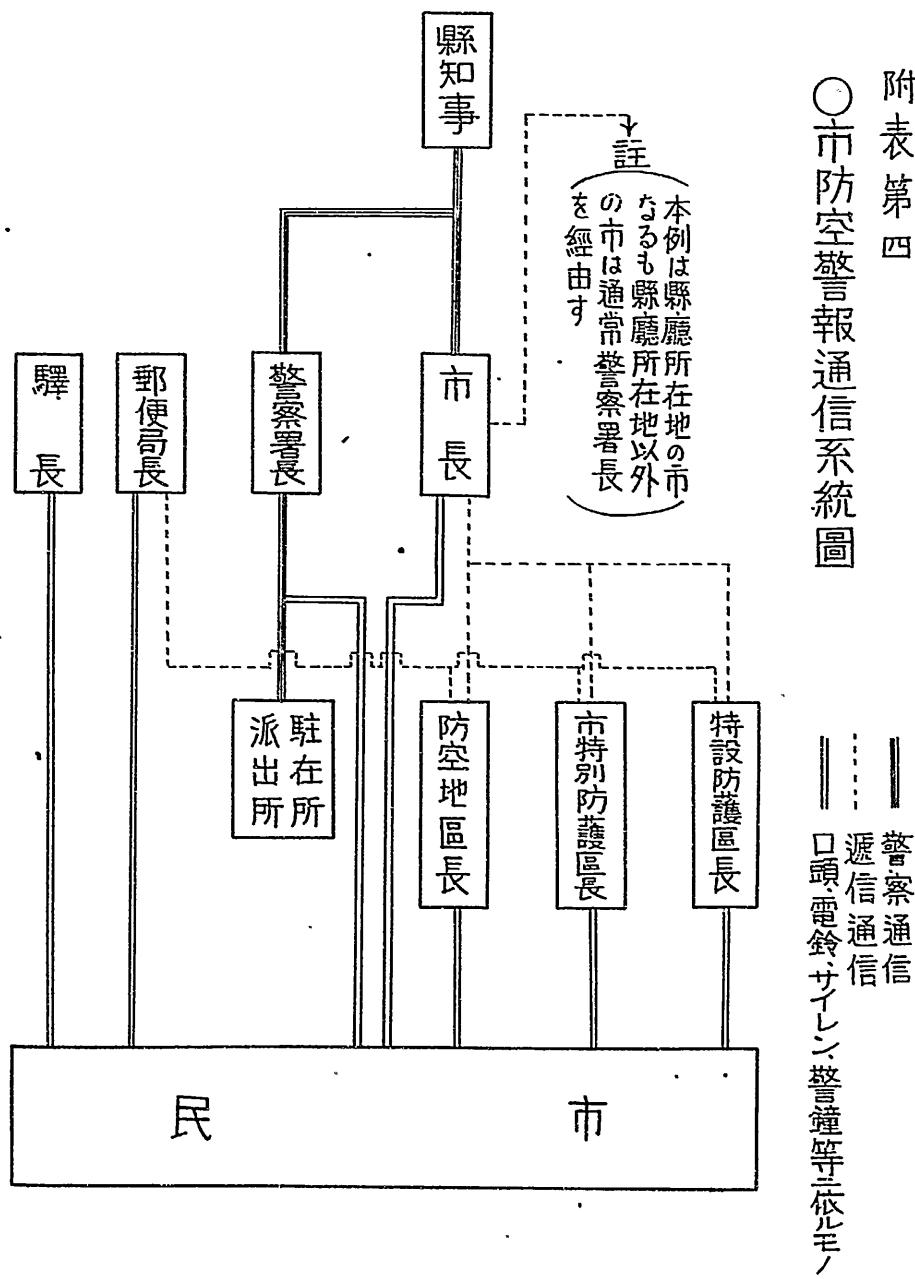
○市防空監視隊員名簿

年 月 日	現 住 所	本 籍 地	監 視 隊 ニ 於 ケ ル 職 名	何 各	氏 職 生 年 月 日	業 名 何 某
			履 歴 概 要 及 異 動	履 歴 及 異 動 事 項		
			何小學卒業	何青年學校卒業		
			何防空監視隊本部員拜命	ヲ免ザラル		

注意 絶エズ異動ヲ記入シ現在職員ノモノヲ一冊トシ其ノ他ノモノハ別冊トシテ保管ス

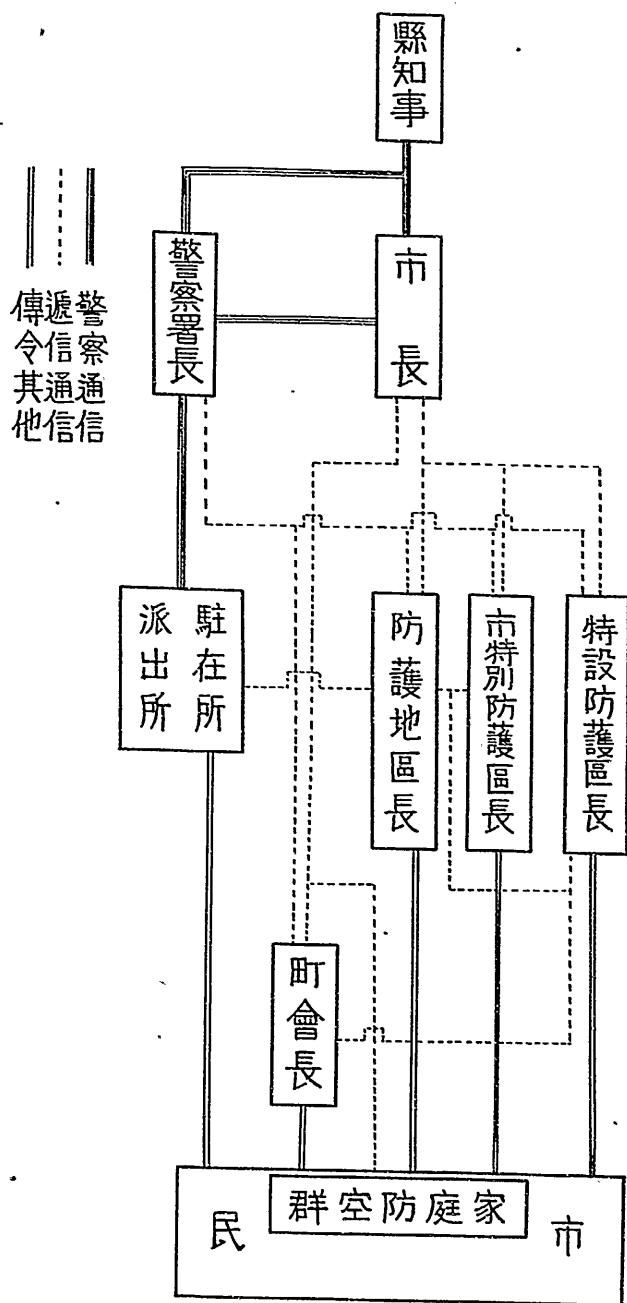
附表第四

○市防空警報通信系統圖



附表 第五

防空連絡通信系統圖



附表第六

○市要警護物件一覽表

備考

- 一、甲程度ハ長以下七名乃至二十一名ヲ配置シテ警護ヲ要スルモノ
二、乙程度ハ長以下四名ヲ配置スルカ又ハ巡察スルヲ要スルモノ

附表第七

防護監視哨配置一覽表

一
二
六

哨 名	位 置	擔 任 者	擔 任 區 域
防護監視哨	何町屋上	何番地	
縣立中學校	何校長	何校長	
防護監視哨	何工場長	何工場長	第何防空地區長
何工場監視哨	何工場長	何工場長	

備考

- 一、防空地區毎ニ一表トスルヲ可トス
二、附圖ニハ其ノ位置ヲ明確ニ記入ス
三、本表ノ外必要ナル位置ニ設置スルコトヲ得

0643

附表第八

○市防護所救護所の設置及防毒班救護班の配置表

一一七

附表第九

二二八

配給班ノ配置及配給物資ノ基準表

防空地 區名	配給班	物 資	量	運 搬 材 料
一人一日ノ 基準	ス示テ以ヲ數組	食 料 品	飲 料 水	燃 料
	分日何人何			
	分日何人何			
	分日何人何			
	分人何男 分人何女			
	分戸何容収人何			

防空從事員數ヲ地區毎ニ調査シ置キ之ニ對スル配給基準モ明カニシテ置クコト

附表第十

自昭和十四年
至昭和十六年 ○市防空設備及資材整備要領

區 分	昭 和 十 四 年	昭 和 十 五 年	昭 和 十 六 年
防 空 監 視	一、督察署長ト協議シ監視哨舎ノ設備ヲ行フ	一、督察署長ト協議シ監視哨舎ノ用具ヲ整備ス	
防 空 通 信	一、防空通信施設ハ概ね二年ヲ以テ市ト縣、防空地區長、防護區長間ノ通信ニ支障ナカラシム		
(替 報 通 路)			
防 空 整 備 施 計	一、各公衛學校ノモニニツキテハ完成後久化ヲ圖ル	一、各公衛學校ノモニニツキテハ完成後久化ヲ圖ル	一、設備ノ全部ヲ整備ス
燈 火 管 開	二、各海陸空軍内ノ電鈴其他ノ信號ヲ大部設備ス	二、防護區内ノ電鈴其他ヲ整備ス	
消 防	三、各公衛學校民各戸ノモノニツキテハ完成後久化ヲ圖ル	三、各公衛學校ノモニニツキテハ完成後久化ヲ圖ル	一、同上
防 災	一、工場事業場ノ重要部ハ完成ス	一、工場事業場ノ重要部分以外一部	二、同上全部ニツキ完成
消 防	二、自然水利ノ利用不能區域ニ貯水池鑿井並ニ防火班ノ消防器材ノ整備ヲ三年計画ヲ以テ完成ス	二、木造家屋ノ新改築ノ際ノ防火處理ハ不斷ニ之ヲ指導シ且既設ノ家屋ニ於テ無理ナラザル範圍ニ於テ之ヲ獎勵ス	
消 防	三、空襲時活動ヲ要スルモノハ優秀ナル西ヲ三年間ニテ裝備ス	三、防空服、防火用具ハ常ニ各家庭ニ於テ整備スル如ク指導ス	
交 通 及 曾 整 制 限 理	一、施設ノ再検討	一、防空ヲ顧慮シテ整備ス	一、完 成
避 離 及 防 弹 指 導	一、既設ノモノニ對シテハ機会アル毎ニ避難防弾ニ適スル如ク改修セシメ新設ノモノハ機會アル毎ニ又施設ノ空地又ハ綠地ヲ保有スルコトニ努ム	一、既設ノモノニ對シテハ機会アル毎ニ避難防弾ニ適スル如ク改修セシメ新設ノモノハ機會アル毎ニ又施設ノ空地又ハ綠地ヲ保有スルコトニ努ム	
假 裝	二、新設ノ建物又ハ工作物ニハ建設ノ際ニ考慮シテ實施セシム	二、既設ノ建物又ハ工作物中著名ナルモノノ内重要ニシテ經濟的ニ可能ナルモノハ機會アル毎ニ又施設ノ緩急ヲ顧慮シテ實施セシム	
假 裝	三、既設ノ建物又ハ工作物中載時ニ於テ假裝ヲ必要トスルモノハ之方針並フ立案セシメ一部研究的ニ實施セシム	三、既設ノ建物又ハ工作物中載時ニ於テ假裝ヲ必要トスルモノハ之方針並フ立案セシメ一部研究的ニ實施セシム	
教 調	一、既設及平時保有資材ノ利用研究	一、同上研究ノ結果ニ基キ二年間ニ之ヲ補備ス	
備 考	一、本表ハ縣ノ補助金關係トハ別個ノモノニシテ市獨自ノ必要ニ基ク要領ナリ 二、都市計畫等ニ關連スル池、防火地區、道路、綠地、新建築物工場等ノ防空指導及電燈瓦斯道等ニ關シテハ關係者ニ別ニ示ス		

附表第十一

自昭和十四年〇市防空設備資材整備豫定計畫表
至昭和十六年

考 備	費 用 計	毒 防		防 消		制 火 燈		信 通		達 傳 報		目 項		
		消 檢 器 材	防 毒 面 (直 結)	消 貯 水 柱	小 型 火 盆	消 防 泵 浦	照 度 計	隱 蔽 具	電 話 裝 置	電 鈴 裝 置	海 岸 信 號 設 置	モ ー タ ー サ イ レ ン		
一、ラヂオ、軽便消火器等ハ雜費ニテ購入價付ク	二〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	五五	一五〇	五四一三	設備資材	整備區間	
二、縣ノ補助ハ算入シアラズ	組 組 箇 箇	箇 箇	臺 臺	箇 箇	箇 箇	六十萬米	組 箇	組 箇	組 箇	組 箇	組 箇	備所要年數整間	位單	
三、防空監視ノ設備ハ計上シアラズ	一一〇	一一〇	一二二	五〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	三〇〇〇	單價	
四、本表ノ外適宜記入スルモノトス	一一〇	一一〇	一、二〇〇	五〇	一、五〇〇	六、〇〇〇	一〇〇	二五〇	一〇〇	二五〇	一、五〇〇	四〇〇〇	所要經費	
五、價格等ハ單ニ例ニ過ギズ	五〇、三〇〇	一九、六五〇	一九、〇八〇	一一、五七〇	一一一	一〇四五一	一〇〇	一〇〇	二二	一一四	一、一	一、六〇〇〇	數 經費	
					一一一	一、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇	數 經費	
					五五〇	一〇〇	一〇三三一	三〇	二二	二五	一、〇〇〇	三〇〇〇	數 經費	
					五〇〇	一、一〇〇	四、五〇〇	一、五〇〇	一〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇〇	數 經費	
					五〇〇	一五〇	一三二一	二〇	一一	一〇	一〇〇	一〇〇〇	數 經費	
					五〇〇	九〇〇	四、五〇〇	一、〇〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	一五〇	二十馬力 (大型) (場所)	摘要
							百立 方 米	主 (型) ト ス 残 置 燈 (大型) (場所)					附屬設備ヲ含ム 架設費ヲ含ム 附屬設備ヲ含ム (場所)	

4490

其五 市町村年度防空計画設定要領

計画の要旨

年度の市町村防空計画書は其の年度始に於ける市町村の防空設備資材の状況、訓練程度、防空知識普及の度、警防團家庭防空群等組織の現状と其の時の防空上の状勢に基いて防空實施の具體的計画をなすと共に其の年度に於ける防空設備資材の整備の計画をなすものである。但し毎年計画書に於て定めてある事にして變化なきものは特に年度に於て計画する必要はない。本計画書の設定要領に就ては既に府縣永年、府縣年度、市町村永年の各計画書設定の要領を示してあるので重複することは努めて之を避け 説明も既に明なるものは之を省略して直に例示を爲し又は之に準ずる様に書く積りである。

市町村年度防空計画書範例

昭和何年度○市防空計画書

第一編 総則

第一條 本計画書ハ「昭和何年度○縣防空計画書」及○市永年防空計画書ニ基キ昭和何年度○市ニ

於ケル防空ノ實施竝ニ之ニ關シ必要ナル設備及資材ノ整備ニ付規定スルモノトス

防空實施ニ方リテハ本計畫書ニ定ムルモノヲ除クノ外○市永年防空計畫書ノ定ムル所ニ依ルモノ
トス

第二條 市特別防護區及同區長ハ附表第一ノ如シ

第三條 ○市ニ於ケル特設防護區及同區長ハ附表第二ノ如シ

第四條 各防空地區長、防護區長、町會長、家庭防空群長ハ本計畫書ニ基キ夫々指導擔任區域内ノ本
年度防空實行ニ關スル計畫ヲ腹案シ置キ實行ニ遺漏ナカラシムヘシ

第一編 防 空 方 針

第五條 昭和何年度○市ノ防空方針ハ○市永年防空計畫書ニ示スモノノ外左ノ如シ

二、省 略 「昭和何年度○縣防空計畫書」(以下縣年計と略稱す)に準ず】

三、市ノ東部ニ新設セラレタル飛行機製作所附近ノ防空ヲ新ニ重視ス

第三編 防 空 實 施

第一章 通 則

第六條 各防空地區ニ於テ未ダ警防團ノ組織所定ノ如ク完了セザルトキハ從來ノ防護團及消防組ヲ以テ防空從事機關トシテ防空ヲ實施スルモノトス

第七條 各防護區ニ於テ未ダ特設防衛團ノ編成ナキモノハ平素ノ業務上ノ系統ニヨリ從業員協力防空ニ從事スルモノトス

第八條 各防空地區長名及其ノ位置附圖第一ノ如シ

附圖第一 省 略

防空地區を區分せる市内圖に其の位置を明示し所番地及附近著名地物を明示するものとす又地區長名は圖の一隅に職業と共に一覽表とすること。

第九條 防空實施開始ニ方リ市役所ニ集合スヘキ者附表第三ノ如シ

第十條 防空實施ニ方リ〇市防空本部ハ何々ニ設置シテ防空業務ヲ行フ

第二章 防 空 監 視

第十一條 ○市ニ設置セラルル防空監視隊ノ細部ハ附表第四ノ如シ

第十二條 防空監視哨配置時間ハ縣知事ノ配置命令ヲ發スル時間ヨリ○時間以内トシ通常時刻ヲ以テ示ナルモノトス

第十三條 ○市ニ設置セラルル防空監視隊本部及監視哨用トンテ差出すべき物品ハ附表第五ノ如ク
防空監視隊本部員又ハ哨長市役所ニ來リ之ヲ受領スルモノトス

附表第五 省 略

警察署長との協議に基き物品名を記載し主として市役所會議用のものを用ひ庶務課にて準備せしむることを註記す

第三章 防 空 通 信

第十四條 ○市ノ防空警報通信系統ハ附圖第二ノ如シ

第十五條 ○市ノ防空連絡通信系統ハ附圖第三ノ如シ

附圖第三 省 略

附圖第二及縣年計附圖第三に準じ主なる連絡箇所に對する通信の具體的系統を圖示すれば宜しいのである。

第十六條 ○市關係主要防空機關ノ通信連絡送受ノ責任者ハ附表第六ノ如シ

第四章 防空警報ノ傳達

第十七條 ○市ニ於ケル主要防空機關ニ至ル防空警報傳達系統ハ附圖第二ノ如シ

第十八條 ○市及市内各機關ノ防空警報受領ノ方法及正副系統別等ハ附表第七ノ如シ

第十九條 ○市ニ於ケル特別警報受領者、特定警報受領者並ニ市長及警察署長ヨリノ直接警報受領者ハ附表第八及第九ノ如シ

第二十條 海岸ノ警報標示信號機ノ位置及其ノ擔任者ハ附表第十ノ如シ

第二十一條 「サイレン」及警鐘ヲ以テスル警報傳達區域ハ附圖第四ノ如シ

附圖第四 省 略

實驗の結果に基き各「サイレン」及警鐘に依る警報傳達區域を色別にて示す。

第二十二條 傳令ヲ以テ防空警報ヲ傳達スル際ハ警察署長ト協議シ警報班ヲ使用ス、其ノ傳達擔任區域ハ附表第十一ノ如シ

第五章 燈火管制

第二十三條 ○市ハ警戒管制中乙程度ノ管制ヲ行フモノトス

第二十四條 市内ニ於ケル公共用燈火ノ位置及其ノ管制擔任者ハ附圖第五及附表第十二ノ如シ

附圖 第五 省略

附表第十二 省略

市内全般圖又は防空地區毎の圖に公共用燈火位置を記入し防空地區毎に番號を附して整理し其の管制擔任者例へば公園番人、墓地管理人、神社の宮司、各町の警報班の組長、橋梁附近の市民の如きを指定して附表第十二に記載すること

第二十五條 市内ニ於テ局地毎ニ統一的ニ減光又ハ消燈ヲ行フモノ及其ノ管制擔任者附表第十三ノ如シ

第二十六條 警戒管制中残置すべき街路燈火ノ位置及管制擔任者ハ附圖第六ノ如シ

附圖第六 省 路

市内圖に位置を記入し一連番號(要すれば防空地區毎に)を附して地區毎又は町會毎に管制擔任者を記入すること。

第二十七條 市内ニ於ケル街路燈代用門軒燈火ノ指定セラレタルモノ附圖第七ノ如シ

附圖第七 省 路

市内圖に位置を記入し番地、氏名等を記入すること。

第二十八條 燈火管制規則第五條及第八條ニ依リ既ニ許可又ハ指定セラレタルモノハ附表第十四ノ如シ

附表第十四 省 路

光の位置、燈火の種類、條件、關係者等を記載すること。

第二十九條 省 路

縣年計第十六條に準じ防空實施後市長、防空地區長以下の特に指導を要する事項を定めて置くこと。

第六章 消防

第二十九條 ○市ニ於ケル防火班、消防班ノ配置及擔任區域等ハ附圖第八ノ如シ

附圖第八 省略

市内圖ニ防火班、消防班及其の各組の配置を其の名稱を附して記入し消防器具の數、種類を註記し色別を以て擔任區域を定め矢標を以て應援區分を示し更に各班の編成概要を圖の一側に記入すること

第三十條 ○市ニ於ケル水道線、消火栓位置、貯水槽、貯水池、井戸、水流、溝渠ノ位置及其ノ状況附圖第九ノ如シ

附圖第九 省略

市内圖に色別にて記入し其の状況を註記し置くこと。

第三十一條 ○市ニ於ケル防火上危険及重要區域又ハ建物ノ位置ハ附圖第十ノ如シ

附圖第十 省略

市内圖に特に危険な區域重要な区域又は建物の位置、名稱、事由概要等を色別によりて記入及

註記すること。

第三十二條 省 路

縣年計第十八條に準じ防空實施後特に消防上指導を要する事項を示すこと。

第七章 警護及防護監視

第三十三條 本年度ニ於ケル要警護物件ハ〇市永年防空計畫書ニ示スモノノ外附表第十五ノ如シ
 第三十四條 本年度ニ於ケル防護監視哨配置位置ハ〇市永年防空計畫書ニ示スモノノ外附表第十六
 ノ如シ

附表第十五、附表第十六 省 路

市永計附表第六及第七に準ず。

第三十五條 省 路

縣年計第二十條第三號に準じ防護監視に關する留意事項を示すこと。

第八章 防毒及救護

一三八

第三十六條 本年度市内ニ設置スル救護所及防護所ノ位置及之ガ標示場所ハ附圖第十一ノ如シ
前項各所ノ設備及所内ノ使用区分ハ別ニ計畫準備ス

附圖第十一 省略

市内圖に其の位置を番號又は名稱を附して記入し收容人員、收容區域等を註記すること。

第三十七條 各防空地區ニ於ケル防毒班、救護班ノ待機位置ハ附圖第十二ノ如シ

附圖第十二 省略

市内地圖に防空地區毎に班及組名を附して記入し編成概要を註記すること。

第三十八條 縣及市ノ防毒及救護ノ爲供用ヲ豫定スルモノハ附表第十七ノ如シ

附表第十七 省略

縣年計附表第六及第七に準じ記載す。

第三十九條 縣直轄救護隊要員及市ノ防毒救護ニ從事ヲ豫定スル者ハ附表第十八ノ如シ

附表第十八 省略

縣年計附表第五及第八に準じ其の服務場所をも併せ記載すること。

第四十條 市ノ防毒面分配計畫ハ附表十九ノ如シ

附表第十九 省 略

縣年計附表第九に準じ受授主任者及場所をも記載すること。

第四十一條 市内ニ於ケル瓦斯哨設置場所及服務區分ハ附圖第十三ノ如シ
設置時機ハ警察署長ト協議シテ之ヲ示ス

附圖第十三 省 略

圖上に位置を記入し哨名、服務する防毒班の組名を註記すること。

第九章 避難及防彈

第四十二條 市内ノ一時待避所及罹災避難所ノ位置、收容區域、避難所管理班ノ配置區分等ハ附圖

第十四ノ如シ

罹災避難所ノ設備ハ別ニ計畫準備ス

附圖第十四 省 略

市内圖に防空地區毎に一時待避所、罹災避難所に區分して記入し其の廣さ、收容豫定人員、收

容區域、擔任避難所管理班を註記すること。

附圖第十四の外に附表を以て示すのも宜しい。

第四十三條 省 路

縣年計第二十七條に準じ防弾設備の指導のことと定む。

第十章 交通整理及制限

第四十四條 「イ」防空監視哨ノ監視ヲ容易ナラシムル爲ノ交通制限及之カ標示ノ要領ハ附圖第十五ノ如シ

附圖第十五 省 路

防空監視哨附近の地圖に交通制限箇所、迂廻路、已むを得ず交通せしむるもの及以上の件を標示する場所等を記入すること。

第四十五條 市内ニ於ケル空襲警報間交通整理班ノ配置ハ附圖第十六ノ如シ

附圖第十六 省 路

市内交通網圖に交通整理班員配置箇所を記入し被害時直に交通整理を密ならしむる爲の班の豫

備員の待機位置及班又は組の名稱を註記すること。

第十一章 配給工作及偽裝遮蔽

第四十六條 市ノ配給班ノ配置區分ハ附圖第十七ノ如シ

附圖第十七 省 略

配給班及其の組の名稱を附して防空地區及市直接使用するものに區分し更に防空從事員に對するもの及罹災者に對するものに區分して配置する位置を記入し編成の概要、運搬材料數等を註記すること。

第四十七條 防空從事員ニ對スル配給ノ爲其ノ人員及給與額ヲ附表第十八ノ如ク豫定ス

各防空地區長ハ之ニ基キ配給要領ヲ別ニ準備計畫ヲ爲スベシ

物資調達困難ナル狀況ニ於テハ主食及副食物ノ一部ハ市長ヨリ之ヲ配給ス、之カ開始ハ其ノ都度通達ス

防護資材ハ必要ニ應ジ市ヨリ配給スルモノトス

市關係課長ハ別ニ示ス所ニヨリ配給ノ準備計畫ヲナスベシ

第四十八條 市ノ關係課長ハ配給ヲ顧慮シ別ニ示ス所ニ依リ四月一日、八月一日、十一月一日各現
在ヲ以テ主要物資及運搬材料ノ狀況ヲ調査シ市長ニ報告スベシ

第四十九條 市ノ工作班ノ配置區分ハ附圖第十九ノ如シ

附圖第十九 省 路

市内圖に工作班の班及組名を附して市直接のものと防空地區のものとを區分して記入し編成概
要、主要設備を註記すること。

第五十條 縣直轄工作隊要員ノ豫定ハ附表第二十ノ如シ

附表第二十 省 路

縣年計附表第十に依り市より差出すものを記載すること。

第五十一條 市ノ管理スル營造物中防空實施ニ方リ偽裝又ハ遮蔽及防彈補強工作ヲ要スルモノ並ニ
其ノ要領附表第二十一ノ如シ

各營造物ノ防護區長ハ前項要領ニ基キ細部ノ準備計畫ヲ爲スベシ

第五十二條 前條以外市内ニ在ル要偽裝物件及防彈補強工作ヲ要スルモノハ附表第二十二ノ如シ

附表第二十二 省 路

縣年計附表第十一及第十二に準じ市内に在るものと記載すること。

第四編 防空設備及資材ノ整備

第五十三條 ○市ニ設置セラル「イ」防空監視哨ノ爲其ノ哨舍及哨員ノ腰掛ヲ市ニ於テ本年度設備ス

第五十四條 本年度市ニ於テ防空設備及資材ヲ整備スルモノハ附表第二十三ノ如シ

第五十五條 本年度市内一般ニ對シ特ニ左ノ防空設備及資材ノ整備ニ力ヲ用ヒテ指導ス

左記

- 一、消防水利不便ナル地區ニ作井スルコト
- 二、各家庭ニ成ル可ク小貯水池ヲ作ルコト
- 三、稍々大ナル建物ニハ輕便消火器ヲ備付ケルコト
- 四、燈火管制ノ隠蔽材料又ハ遮光具ヲ整備セシメ點検スルコト

第五編 防空計畫設定手續其ノ他

一四四

第五十六條 省 略

縣年計第三十七條に準じ計畫書設定期日變更及之に伴ふ處置を定むること。

第五十七條 市ノ各課長、防空地區長、町會長、防護區長ハ本計畫書ニ基キ豫メ警防團各分團長其 他關係者トノ連絡協議ヲ遂グタル後防空實施ノ準備腹案ヲ三月末日迄ニ市長ニ報告スルモノトス

第五十七條 省 略

縣年計第三十八條に準じ翌年度防空計畫設定の爲の各種調査及同報告期日等を定むること

附表第一

○市特別防護區一覽表						
市立病院	第一小學校	市役所出張所	市道局	市廳舍	名稱	所在地
			(略)	省		
					構內全部	防護區域
			(略)	省		
病院長	校長	出張所長	水道局長	庶務課長	防護區長	摘要
					從業員	
				(モノハトス別ニアル) 局員	何人	要

○市ニ於ケル特別防護區一覽表							
名稱	所在地	防護區域	防護區長	摘要	要	從業員	何人
何々株式會社	工事務場全構内	社長	何々	防護團員	何人		
何々アパート	(略)	省	何々	支配人	何々		
何々病院			何々	取締役	何々		
何々銀行			何々				
何々百貨店			何々				

9990

附表第三

防空實施開始時市役所集合者一覽表

備考 時間を定めて電話又は文書にて呼集す

附表第四

○市ニ於ケル防空監視隊配置表						
隊名	本部及哨名	位位置	配置	區分	呼集擔任	
「イ」防空監視隊	「イ」監視隊本部	何町何番地何内	甲 乙 丙 共	警 察 署 長		
イ監視哨(一番)	何町何番地何屋上	同 右	市 長			

附表第六

防空主要機關通信連絡主任者一覽表

8990

附表第七

○市ニ於ケル防空警報受領細部ノ要領					
名 稱 一 主 任 者	警 報 ヲ 受 ケ ル モ ノ	傳 達 官(廳)	傳 達 方 法	正 副 系 統 別	摘 要
市 長	警 報 ヲ 受 ケ ル モ ノ (警 報 班 長)	防空 課 長	縣 知 事	特 設 電 話	
第二防空地區長	地 區 長	「イ」郵便局長	加入 電 話		
	以下省略				

附表第八

○市ニ於ケル特別（特定）警報受領者表

名 稱	主 任 者	所 在 地	摘 要
何々大學	庶務係	地	
何電鐵會社	事務長	地	郵便局ヨリ加入電話
何工場	支配人	地	何驛ヨリ鐵道電話
以下省略	町會長	地	何電氣會社ヨリ専用電話 何驛ヨリ傳令ニテ

0290

附表第九

市長又ハ警察署長ヨリ直接警報受領者表					
名稱	主任者	所在地	摘要		
何製作所	事務長	何某	何地	市長ヨリ加入電話ニヨル	
何會社	庶務係	何某	何地	何駐在所ヨリ電鈴ニヨル	

附表第十

海岸警報標示信號機位置及主任者表					
名稱	位置	責任者	擔任區分		
第一信號機	何地	第一防空地區長	警報班	何某	
以下省略					

附表第十一

傳令ヲ以テスル警報傳達擔任表

第一防空地區ノ分		組別	擔任區域	經路	主要停止位置
第一組	第二組				
		同何町二丁目	何屋銀行前	何屋前十字路、何屋敷裏	

以下省略（地區毎に要圖を附するを便とす）

附表第十三

局地統一管制區域管制擔任表					
區域	燈數	管制機位置	管制擔任	摘要	要
何公園	一二(二十二號乃至)	公園監視所	監視某		
何町通街燈	二十三(二至四十五號乃至)	何町會事務所	何會長某	○	殘置燈一〇
以下省略					

0672

附表第十八

防空從事員配給基準表					
地 區 別	警 報 班	消 防 班	以 下 略	計	
第一防空地區	三〇	四〇	以下略		
第二防空地區	三五	五〇	以下略		
以 下 略					
計					

一人一日給與額五十錢以内トス

附表第二十一

一五四

偽装(又ハ遮蔽)防弾補強ヲ要スル市營造物表		工作區分	要領	作業量	所要材料概要
物件名	操作所				
何々水道淨水場	警報器一齊	偽裝			
防弾補強	警報器一齊	農園化ス	約百人ヲ以テ	樹木	約何本
囊ヲ積ム	周圍及天井ニ土	約五十人ヲ以テ	一週間	籠	約何枚
三日	約五十人ヲ以テ	土囊	他	木	本

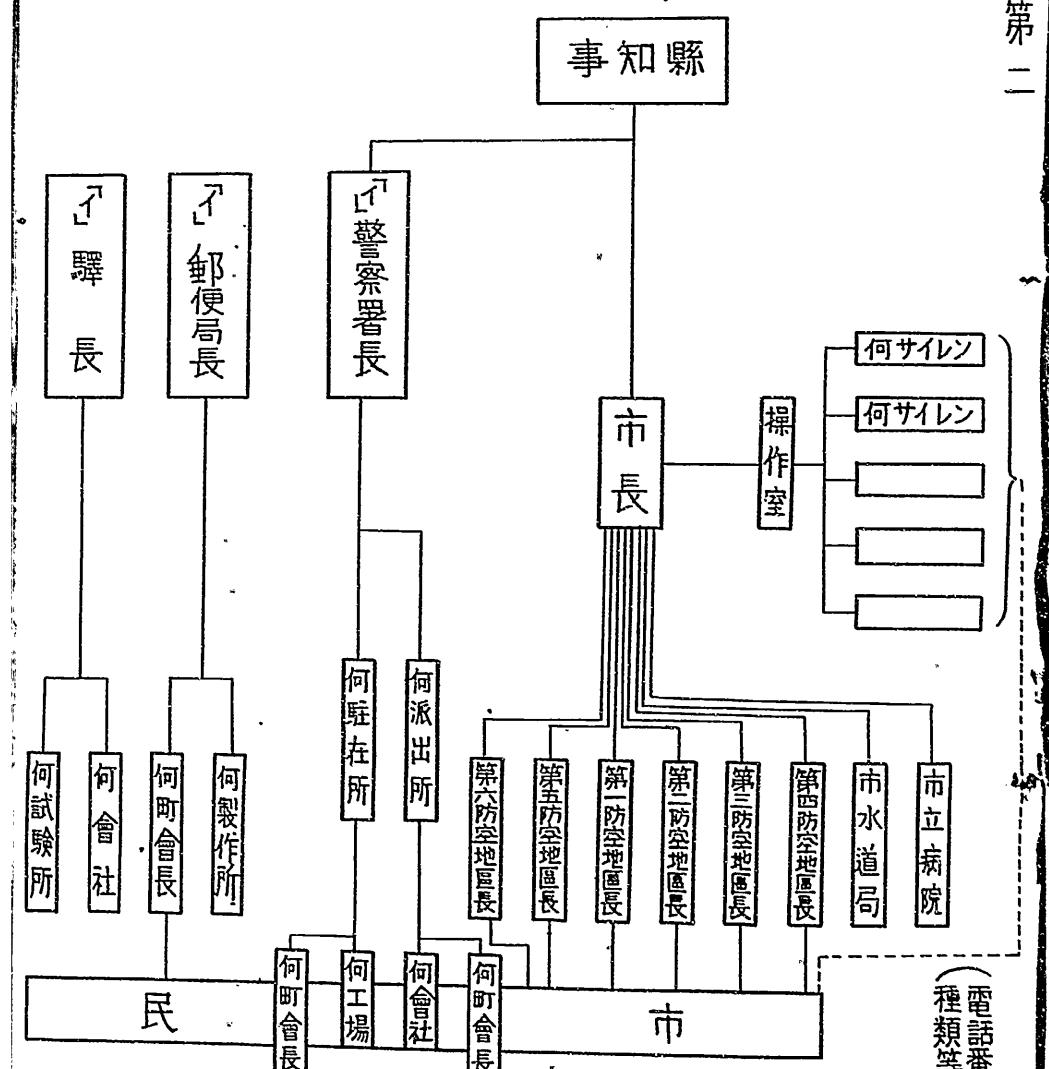
附表第二十三

昭和十四年度 ○市防空設備資材整備計畫表

考 備	發 用 計	防 消	割管火燈	信 通	遠傳報警	觀 監	項 目 設備資材 整備區分	整備數	單 位	單 價	所要經費	摘要
		消 防 水 池	小 型 火 盆	照 度 計	隱 蔽 具	電 話 裝 置						
省 略	一九、九〇〇	一〇四五一	一五〇〇	一一〇〇	二二	四二	一一〇	一一〇	箇箇臺臺	組箇	箇箇箇箇	箇箇箇箇
		一、五〇〇	三、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇〇	三、〇〇〇	一五〇〇	五〇〇	六〇〇〇	二〇〇
		五〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	五〇〇	一〇〇	四〇〇	六〇〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇〇	二〇〇

(備付場所、大イサ型様式)

附圖 第二



(種類等省略)
(Telephone numbers, communication lines)

陸軍關係一覽表

昭和十三年十二月一日

陸軍大臣官房